

令和8年度 6月定例教育委員会



福岡市

福岡市教育委員会

令和 8 年度 6 月定例教育委員会

日 時 令和 8 年 6 月 8 日(月) 午後 2 時 開会
場 所 笛吹市役所市民窓口館 302・303 会議室

次 第

- 1 開会
- 2 教育長挨拶
- 3 前回議事録の承認及び今回議事録署名委員の指名
(6 月議事録署名委員 加賀美職務代理、押山委員)
- 4 教育長報告
- 5 各課報告、連絡事項
- 6 議事
報告第 1 号 令和 8 年笛吹市議会第 2 回定例会提出議案について
議案第 7 号 令和 9 年度県教育施策及び予算に関する要望書について
議案第 8 号 笛吹市いじめ問題専門委員会の委員について
議案第 9 号 笛吹市社会教育委員兼公民館運営審議会委員の委嘱につ
いて
議案第 10 号 笛吹市無形民俗文化財継承支援事業費補助金交付要綱
の制定について
- 7 その他
- 8 閉会

次回定例教育委員会 令和 8 年 7 月 3 日(金) 午後 2 時 開会
市民窓口館 302・303 会議室

報告第1号（6月）

令和8年笛吹市議会第2回定例会提出議案について

教育委員会

令和8年笛吹市議会第2回定例会会期日程

○会 期：令和8年6月12日（金）～6月30日（火） 19日間

月 日	曜日	会議名等	開議時間	議 事 等
6月5日	金	議会運営委員会	午前9時30分	
		全員協議会	午前10時30分	
12日	金	本 会 議	午後1時30分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市長行政報告 ・ 提出議案説明
13日	土	休 会		
14日	日	休 会		
15日	月	休 会		
16日	火	休 会		
17日	水	休 会		
18日	木	休 会		
19日	金	休 会		
20日	土	休 会		
21日	日	休 会		
22日	月	本 会 議	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議案に対する質疑及び一般質問 ・ 付託
23日	火	本 会 議	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議案に対する質疑及び一般質問 (予備日)
24日	水	休 会	午前9時	常任委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 付託事件審査
25日	木	休 会	午前9時	常任委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 付託事件審査
26日	金	休 会	午前9時	常任委員会（予備日）
27日	土	休 会		
28日	日	休 会		
29日	月	休 会		
30日	火	議会運営委員会	午前10時	
		全員協議会	午前11時	
		本 会 議	午後1時30分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各委員会の審査報告 ・ 討論・採決

令和8年度笛吹市議会第2回定例会提出議案一覧表(令和8年6月12日提出(告示日6月5日配布))

件数	議案番号	題名	主管課
1	報告第1号	令和7年度笛吹市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	財政課
2	報告第2号	令和7年度笛吹市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について	財政課
3	報告第3号	令和7年度笛吹市水道事業会計繰越計算書の報告について	企業総務課
4	報告第4号	令和7年度笛吹市公共下水道事業会計繰越計算書の報告について	企業総務課
5	承認第1号	笛吹市国民健康保険税条例の一部改正についての専決処分の承認を求めることについて	国民健康保険課
6	承認第2号	笛吹市税条例の一部改正についての専決処分の承認を求めることについて	税務課
7	承認第3号	笛吹市都市計画税条例の一部改正についての専決処分の承認を求めることについて	税務課
8	議案第47号	笛吹市林野火災予防条例の制定について	予防課
9	議案第48号	笛吹市行政手続条例の一部を改正する条例について	総務課
10	議案第49号	笛吹市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について	総務課
11	議案第50号	笛吹市印鑑条例の一部改正について	戸籍住民課
12	議案第51号	令和8年度笛吹市一般会計補正予算(第1号)について	財政課
13	議案第52号	令和8年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について	財政課
14	議案第53号	令和8年度笛吹市介護保険特別会計補正予算(第1号)について	財政課
15	議案第54号	令和8年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について	財政課
16	議案第55号	令和8年度笛吹市境川観光交流センター特別会計補正予算(第1号)について	財政課
17	議案第56号	令和8年度笛吹市水道事業会計補正予算(第1号)について	企業総務課
18	議案第57号	令和8年度笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計補正予算(第1号)について	企業総務課
19	議案第58号	令和8年度笛吹市公共下水道事業会計補正予算(第1号)について	企業総務課
20	議案第59号	令和8年度笛吹市農業集落排水事業会計補正予算(第1号)について	企業総務課

令和8年笛吹市議会第2回定例会提出議案一覧表(令和8年6月12日提出(告示日6月5日配布))

件数	議案番号	題 名	主管課
21	議案第60号	契約の締結について(石和第一保育所建設工事(建築主体)(債務))	保育課
22	議案第61号	動産の取得について(笛吹市統合書庫書架購入)	総務課
23	議案第62号	動産の取得について(本庁執務室レイアウト改修備品購入(3期))	管財課
24	議案第63号	動産の取得について(電源照明車購入(明許))	消防課
25	議案第64号	動産の取得について(高規格救急自動車購入(救急2)(明許))	消防課
26	議案第65号	動産の取得について(消防ポンプ自動車購入(明許))	消防課

令和8年度 6月補正 予算要求総括表

教育委員会 部（局）

（単位：千円）

課名	歳出要求額	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
教育総務課	-27,584	-7,866	0	-7,300	-12,936	518
学校教育課	141,499	15,783				125,716
生涯学習課	494					494
文化財課	1,694					1,694
図書館	1,501					1,501
						0
						0
						0
部（局）計	117,604	7,917	0	-7,300	-12,936	129,923

議案第7号（6月）

令和9年度県教育施策及び予算に関する
要望書について

教育総務課・学校教育課・生涯学習課

令和9年度県教育施策及び予算に関する要望書（Ⅰ 国へ働きかけていただきたい要望事項） 教育委員会名【 笛吹市教育委員会 】

<分類> ◎→最重要事項 ○→重要事項 △→特に必要なし ×→削除してもよい

タイトル	2026(R8)年度要望(R9施策・予算)	R7回答	分類	分類の事由・説明等 (最重要事項、特に必要なし、削除してもよいを選択した場合は必ず記入してください。)
1 学習指導要領の見直しについて	<p>(1) 令和6年12月25日の中央教育審議会諮問を受け、学習指導要領の改訂に向けた議論が始まったが、教員の働き方改革についても、学習指導要領が見直されない限り、時間外在校時間等時間の縮減には限界があります。ついては「令和の日本型学校教育」を持続可能な形で継承・発展させるため、このタイミングで教員の働き方改革も含めた以下の内容の見直しと、広く深い審議を要望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間の標準総授業時数の在り方 ・教科書の内容や分量、デジタル教科書の在り方 ・一つの教育課程では対応が難しい子どもを包摂する教育課程上の特例等の在り方 	<p>令和6年の中教審諮問を受け、学習指導要領の改訂に向けた審議が開始されています。県としても、教員の働き方改革を進める上で、学習指導要領の見直しは重要な課題と認識しております。特に、授業時数や教科書の分量、教育課程上の特例の在り方は、教育現場の負担軽減と多様な児童生徒への対応に直結するものです。現在、中央教育審議会において改訂に向けた審議が進められており、県としても現場の声を踏まえ、国に対して必要な働きかけを行ってまいります。</p>	○	
2 「義務教育費国庫負担制度」の堅持について	<p>(1) 義務教育は、憲法で国民の権利義務であることが定められており、国が必要な財源を保障することによって教育の機会均等と教育水準の維持向上が図られるものであります。このため、義務教育の根幹を維持し、その水準の維持向上を図るため、「義務教育費国庫負担制度」の国庫負担率を現在の1/3から旧来の1/2に戻し、将来的には全額国庫負担とするよう国へ働きかけるよう要望します。</p>	<p>義務教育は、国民のすべてに対しその妥当な規模と内容等を保障するため、国が必要な財源を保障することによって、教育の機会均等と教育水準の維持向上が図られるものであります。義務教育の在り方については、義務教育が憲法上の国民の権利義務に関わるものであることから、財政面での国の責務を明らかにし、義務教育費国庫負担制度の堅持等確実な財源保障が確保されるよう、全国都道府県教育長協議会等を通じて、国へ引き続き要望して参ります。</p>	○	
3 「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法」の堅持について	<p>(1) 資質の高い教員を安定的に確保する「人材確保法」の精神を堅持するとともに、教員の勤務実態を正確に把握し、教職調整額等の教員の雇用条件を適切に見直すよう国へ働きかけるよう要望します。</p>	<p>「令和の日本型学校教育」を構築し、喫緊の課題である教員不足を解消していくためには、教職の魅力を高め、時代の変化に応じた質の高い教員を確保することが重要であります。人材確保法を堅持しつつ、義務教育等教員特別手当の支給水準を含めて、一層の改善を図り、その職務の専門性に十分配慮した処遇を確保するとともに、職務や勤務の状況に応じたメリハリある給与体系とするための財政措置を講じるよう、全国都道府県教育長協議会等を通じて、国へ引き続き要望して参ります。</p>	○	
4 教職希望者を増やす取り組みの推進と教員の待遇改善について	<p>(1) 教員不足解消のために、学生だけでなく社会人からも希望者を掘り起こし免許状の取得ができるような仕組みづくりなど、教職希望者を増やす取り組みについて国へ働きかけるよう要望します。 また、教員の意欲向上や人材確保のため、待遇改善や働き方改革を進めるための取り組みについて国へ働きかけるよう要望します。</p>	<p>教職希望者を増やすための高校生、大学生を対象としたやまなし教育みらいフォーラム「山梨県で『学校の先生』になろう！」を引き続き実施するとともに、教員選考検査における東京会場での検査の実施、大学3年生での一次検査の受検を可能としたこと、社会人専攻枠の拡大、パーパーティチャーへの働きかけ、小学校教員を目指す学生への奨学金制度等の実施により人材確保に努めて参ります。 新たに策定した「山梨県公立学校働き方改革取組方針」による取組の推進とともに、学校における事務負担の削減により、教職員が児童生徒と向き合うという本来の業務に専念できる時間を確保するため、県教育委員会が先頭に立って「学校現場への文書半減プロジェクト」を実施しておりますが、教員の待遇、働き方改革、学習指導要領の見直しについても、国へ要望して参ります。</p>	○	

令和9年度県教育施策及び予算に関する要望書（Ⅰ 国へ働きかけていただきたい要望事項） 教育委員会名【 笛吹市教育委員会 】

<分類> ◎→最重要事項 ○→重要事項 △→特に必要なし ×→削除してもよい

タイトル	2026(R8)年度要望(R9施策・予算)	R7回答	分類	分類の事由・説明等 (最重要事項、特に必要なし、削除してもよいを選択した場合は必ず記入してください。)
5 教職員等の定数・配置の改善について	(1) 複雑化・多様化した教育課題に対応していくために、教職員定数の見直しは喫緊の課題であり、学校運営の実態に合わせ、正規教職員の増員、特別支援教育などへの加配を含む新たな教職員定数改善計画の策定及び義務標準法に基づく教職員の標準定数の増を国へ働きかけるよう要望します。	小学校における専科指導の充実については、教職員定数の改善により対応しており、今後も教職員定数改善の中で国へ要望して参ります。	◎	多様化する教育課題に対して、学校運営の実態に合わせて対応できる教員の増員は必須である。
	(2) 小学校外国語活動及び外国語科に対応するALT配置事業へ積極的な財政支援、及び、免許を保有する英語専科教員の全校配置を要望します。	ALTの配置についても、全国都道府県教育委員会連合会を通じて国へ要望して参ります。同時に、英語免許ならびに英語の資格を有する受検者を確保するため、各大学に働きかけて参ります。ALT配置事業については、雇用にかかわる財政支援の充実について、全国都道府県教育委員会連合会を通じて国へ要望して参ります。	○	
	(3) 教頭の基本配当数外の配置及び中規模校・大規模校への複数配置を要望します。	教頭の基本配当数外配置、中規模校および大規模校への複数配置に係る国への対応等については、各県の情勢や県内の複数配置校での実情を踏まえ、検討して参ります。	◎	多様化する保護者への対応や様々な業務への対応の負担が増大する中、教頭の時間外在校等時間の増加が課題となっている。業務負担を軽減するためにも教頭の複数配置の拡大を望む。
	(4) 大規模校や、いじめ・不登校などへの対応が求められる学校への養護教諭の複数配置及び後補充の財政支援を要望します。また、養護教諭の配置基準の引き下げを要望します。	令和8年度文部科学省当初予算案において、養護教諭の複数配置基準を小:851人→801人以上、中:801→751人以上といずれも50人引き下げることが予定されております。後補充については、財政上極めて困難であるため、今後とも国に対し要望して参ります。	○	
	(5) 日本語指導が必要な児童生徒への適応指導のため、平成29年度から令和8年度まで段階的に配置している日本語指導教員の配置の前倒し及び母国語で指導できる専門職員の配置を要望します。	日本語指導が必要な児童生徒(外国籍児童生徒等)に対する指導教諭に係る定数については、義務標準法の改正により、平成29年度から順次、基礎定数に移行しておりますが、令和8年度で基礎定数への移行が完了する予定です。また、母国語で指導できる専門職員の採用については、今後調査・研究して参ります。	○	
	(6) 多学級校や課題を抱える学校への事務職員の複数配置を要望します。	事務職員の複数配置及び加配の拡大については、今後とも増員を国に対し要望して参ります。	○	
	(7) 小規模校における一般教諭・養護教諭・事務職員・司書教諭の1校1人配置及び複式解消のための1学級1人の教員加配を要望します。	教諭等については、県の配当基準に基づき配置しており、養護教諭及び事務職員については義務標準法、司書教諭については学校図書館法に基づきそれぞれ配置しています。また、複式学級の解消については、これまで県独自の基準を設けて改善を図ってきたところであります。今後も引き続き、国の動向を注視しながら、改善を求めて参ります。	◎	少人数とはいえ複式学級での対応は、児童生徒への学習指導の負担も大きく、弊害も大きい。また、養護教諭や事務職員についても、配置がない場合の学校の負担、弊害は大きい。教職員の働き方改革の意味でも配置を進めてほしい。
	(8) 指導要領改訂における授業時数の増加や小学校の外国語教育、プログラミング教育への対応等に伴う、教職員の過重負担軽減のための増員を要望します。	国は令和8年度予算案において、小学校4年生以上の教科担任制推進に関連して990人の教員加配が盛り込まれており、教職員の定数改善については、今後も引き続き、国の動向を注視しながら、改善を求めて参ります。	○	

令和9年度県教育施策及び予算に関する要望書（Ⅰ 国へ働きかけていただきたい要望事項） 教育委員会名【 笛吹市教育委員会 】

<分類> ◎→最重要事項 ○→重要事項 △→特に必要なし ×→削除してもよい

タイトル	2026(R8)年度要望(R9施策・予算)	R7回答	分類	分類の事由・説明等 (最重要事項、特に必要なし、削除してもよいを選択した場合は必ず記入してください。)
5 教職員等の定数・配置の改善について	(9) いじめや不登校等をはじめ、児童生徒個々の問題・課題等が多様化、複雑化している状況を踏まえ、義務標準法の改正、加配制度の明確化による教職員数改善を要望します。	国は少人数によるきめ細かな指導体制を構築するため、義務標準法を改正し、今年度小学校の全学年で35人学級が実現しました。また、中学校においては、令和8年度から中学1年生に限り35人学級を導入。中学2・3年生は今後段階的に35人学級へ移行する予定です。今後も引き続き、国の動向を注視して参ります。	○	
	(10) 中学校への全教科教職員の全校配置を要望します。	中学校への全教科教職員の全校配置に係る国への対応等については、各県の情勢や県内の複数配置校での実情を踏まえ、検討して参ります。	○	
	(11) 食中毒防止対策、食物アレルギーへの児童生徒に対する個別対応、学校給食における食育の推進、地産地消の普及等に対応するための栄養教諭、学校栄養職員の定数拡大を要望します。	栄養教諭及び学校栄養職員については、食に関する指導と学校給食のより一層の充実を図るため、今後とも定数改善を国に対して要望して参ります。	◎	食物アレルギーを有する児童生徒は年々増加傾向にあり、学校給食の提供に当たってもきめ細かな対応が急務となっている。除去食等の対応を行うことを考えると栄養教諭、栄養職員の定数拡大は急務だといえる。
	(12) 小規模中学校への技術・家庭・美術・音楽等の教諭の配置について、免許外教科担任解消のため、小規模校非常勤講師の加配の拡充による制度の活用も含めた教職員の不足ない配置を要望します。なお、センター方式の導入は最終手段とし、定数外での配置とする等配慮することを要望します。	小規模中学校非常勤講師の活用等、無免許解消に向けた取り組みを進めるとともに、センター方式の導入については、引き続き、調査・研究して参ります。	○	
	(13) 教室に入れず保健室や図書室等で過ごす児童生徒の増加に不応加配の教員だけでは対応しきれないため教職員の増員配置を要望します。	小学校への学校不応加配については、令和7年度は23校に非常勤講師を配置しております。今後とも国に対し要望して参ります。	◎	多様化する教育課題に対して、学校運営の実態に合わせて対応できる教員の増員が急務である。
	(14) 小学校高学年における教科担任制を推進するために小規模校を含む専科教員の確実な配置拡大及び財政支援を要望します。	小学校高学年への専科教員の配置については、令和7年度は83校に専科教員を配置しております。今後とも国に対し要望して参ります。	○	
	(15) 司書教諭の専任化及び定数配置を要望します。	司書教諭の専任化及び定数配置については、今後も、全国都道府県教育長協議会を通じて国に要望して参ります。	○	
6 学級編制基準の見直しについて	(1) 小中学校全学年での30人学級の早期実現を国へ働きかけるよう要望します。	県では、令和3年度より小学校1年生に、令和4年度より小学校2年生に、令和5年度より小学校3年生に、令和6年度より小学校4年生に、令和7年度より小学校5年生に25人学級編制を導入しました。令和8年度には、小学校6年生に25人学級編制導入を予定しています。 国は、義務標準法を改正し、中学校について学級編制の基準を3年かけて、学年進行で35人に計画的に引き下げることとしています。 今後の国の動向を注視しながら、中学校全学年の学級編制の標準の引き下げを国に対して要望して参ります。	○	

令和9年度県教育施策及び予算に関する要望書（Ⅰ 国へ働きかけていただきたい要望事項） 教育委員会名【 笛吹市教育委員会 】

<分類> ◎→最重要事項 ○→重要事項 △→特に必要なし ×→削除してもよい

タイトル	2026(R8)年度要望(R9施策・予算)	R7回答	分類	分類の事由・説明等 (最重要事項、特に必要なし、削除してもよいを選択した場合は必ず記入してください。)
6 学級編制基準の見直しについて	(2) 複式学級、飛び複式学級の学級編成基準の引き下げなど、複式制度解消に向けた義務標準法の改正及び市町村単費負担教職員に対する財政支援について国へ働きかけるよう要望します。	複式学級編制基準の改善及び市町村単費負担教職員に対する財政支援については、今後とも国に対して要望して参ります。	○	
7 特別支援教育の充実及び改善について	(1) 特別支援学級の編制基準を引き下げるとともに、通常学級に所属する発達障害をはじめとした様々な特性をもつ児童生徒への対応と教員の負担軽減のため、実情に即した人的措置等の充実と市町村単費雇用の支援員に対する財政支援を国へ働きかけるよう要望します。 (2) 国のインクルーシブ教育政策によって、市町村では人的体制の整備や施設改修など多くの負担が生じていることから、特別支援教育の充実を図るための財政支援を国へ働きかけるよう要望します。	特別支援学級の編制基準の改善及び市町村単費負担支援員に対する財政支援については、これまでも全国都道府県教育長協議会等を通じ国に要望してきたところですが、引き続き実現に向け要望して参ります。 また、本県では、一人ひとりの障害の特性や発達段階の違いに対応したきめ細かな教育を行うため、令和2年4月より編制基準を国の標準である8人から県独自で7人へ引き下げ、公立小中学校における特別支援学級の指導体制を強化しております。 特別支援教育の充実のための財政支援については、これまでも全国都道府県教育長協議会等を通じ国に要望してきたところですが、引き続き実現に向け要望して参ります。	◎	通常学級に所属する発達障害をはじめとした様々な特性をもつ児童生徒は年々増加している傾向があり、その対応への負担が大きくなってきている。市町村単費負担している教職員に対する財政支援を強く要望する。
8 スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置等について	(1) いじめや不登校等の諸問題に対するきめ細かな指導を図るため、スクールカウンセラーの全小中学校への常駐配置、配置時数増及び、スクールソーシャルワーカーの増員及び配置時数増について国へ働きかけるよう要望します。 また、各自自治体が独自で配置する場合の財政支援についても国へ働きかけるよう要望します。	いじめや不登校等に対する相談体制を充実・強化するため、スクールカウンセラーの全小中学校への配置の継続を進めるとともに、スクールソーシャルワーカーの拡充や財政的な支援について今後も国に要望して参ります。	○	
9 いじめ問題に関する支援について	(1) いじめ問題への対応として、いじめ防止対策推進法に規定する第三者委員会の設置と運営にかかる費用への財政支援及び、第三者委員会委員(専門職種委員)の確保に対する支援について国へ働きかけるよう要望します。 また、いじめの諸課題に対するきめ細かな指導を図るため、スクールロイヤーの全県常駐配置についても国へ働きかけるよう要望します。各自自治体が独自で配置する場合における財政支援についても国へ働きかけるよう要望します。	第三者委員会の設置・運営及びスクールロイヤーの配置に係る財政的支援については、引き続き国へ働きかけて参ります。 委員の確保に対する県の支援については、他県の状況等を調査し、研究して参ります。 また、県では、令和6年4月からスクールロイヤー等法務相談事業を運用開始しました。スクールロイヤーの全県常駐配置については、活用のニーズを把握しながら、引き続き調査・研究して参ります。	◎	複雑・多様化する児童生徒、保護者への対応、児童生徒間のいじめ等の対応に苦慮している現状がある。いじめの諸課題に対するきめ細かな指導を図るための体制整備は急務である。
10 学習指導員及び教員業務支援員配置事業の継続と予算の拡充について	(1) 学習指導員(学力向上支援スタッフ)及び教員業務支援員(スクール・サポート・スタッフ)の継続的な配置は、学校教育活動の充実と働き方改革を実現するため、学校現場において必要不可欠となっていますが、要望通りの国庫補助額でないため、市町村に多額の負担が生じております。 予算の増額と事業の継続を国へ働きかけるよう要望します。	2事業については、児童生徒の学力の向上や教員の働き方改革といった教育課題の改善を図る上で、ニーズの高い事業であると承知しています。 県では事業実施に当たり国庫補助金を活用していることから、国補に応じた県費の執行が原則となっており、国補内示割れ分への県費の充当は困難な状況にあります。 このことに関する国の動向を注視するとともに、引き続き国に対して予算の増額を要望して参ります。	◎	市町村では、国の制度にのっとり、配置を行ってきた。国の補助が減っている状況でも学校現場の状況を考えると継続的な配置の必要性があり、市町村で多額の負担が生じている現状がある。国庫補助の増額等の財政支援を強く要望する。

令和9年度県教育施策及び予算に関する要望書（Ⅰ 国へ働きかけていただきたい要望事項） 教育委員会名【 笛吹市教育委員会 】

<分類> ◎→最重要事項 ○→重要事項 △→特に必要なし ×→削除してもよい

タイトル	2026(R8)年度要望(R9施策・予算)	R7回答	分類	分類の事由・説明等 (最重要事項、特に必要なし、削除してもよいを選択した場合は必ず記入してください。)
11 学校施設の整備について	(1) 学校施設環境改善交付金について、原油や資材の高騰、建設工事の週休2日制の本格実施による労務費の増高等により、基準単価と実際の建築単価が大きく乖離していることから、建築単価の見直しを要望します。 また、補助基準単価や補助率の嵩上げや限定項目の緩和、交付率の拡充を要望します。	より実情に即した学校施設環境改善交付金となるよう、補助対象の拡充や補助率・補助基準単価の引き上げについて、引き続き国に要望して参ります。	○	
	(2) 地震防災対策における「地域住民の緊急避難施設」となる学校施設等の耐震補強事業費に係る補助率の嵩上げと補助残となる一般財源の負担軽減(元利補給のある地方債の創設など)を要望します。	校舎や屋内運動場等の学校施設は、児童生徒の安全確保はもとより、災害時には住民の緊急避難場所として地域の実情に応じた役割を求められていることから、耐震化のより一層の促進のため、さらなる制度の充実が図られるよう、引き続き国に要望して参ります。	○	
	(3) 学校施設等の老朽化に対する長寿命化改良事業の補助対象の拡大と、特別教室の施設改築工事に対する大規模改修事業の補助率の見直し、交付税措置によらない国の交付金交付率の引き上げを要望します。	学校施設の老朽化に関する施設改修については、国の長寿命化改良事業による補助制度があり、特別教室の内部改修工事については、国の大規模改修事業による補助制度があるところですが、これらについても、一層の制度の拡充と教育環境改善に係る事業の優先的な採択が図られるよう、引き続き国に要望して参ります。	○	
	(4) 小中学校の普通・特別教室や屋内体育施設への冷暖房機設置及び校舎トイレの洋式化・乾式化改修のための国の補助基準の見直しを要望します。	小・中学校の普通・特別教室や校舎トイレの洋式化・乾式化改修については、国の大規模改修事業による補助制度(補助率1/3)があるところですが、避難所となる屋内体育施設への冷暖房機設置は、令和6年度から補助率が1/2となっております。より利用しやすい制度へ改善が図られるよう、引き続き国に要望して参ります。	○	
	(5) 統廃合などにより閉校した学校の遊具や耐震性のない校舎、体育館などの撤去費用に対する国の財政支援、並びに学校施設に影響のある法面等の補強・改修などに要する費用に対する国の財政支援を要望します。自治体の財政負担を軽減し、適切な維持管理を確実に行うため、柔軟かつ継続的な財政支援を要望します。	閉校した学校施設等の撤去費用に対する補助については、統合事業と同一年度の撤去費用は国庫補助の対象となっております。 また、令和7年度から、供用開始から5年以内の撤去費用は、公共施設等適正管理推進事業債の対象となりました。学校施設に影響のある法面等の補強・改修に対する補助を含め、現行制度の弾力化及び財政支援制度の拡充について、引き続き国に要望して参ります。	○	
12 ICTの環境整備支援について	(1) 端末利用のための保守管理・故障対応等の維持費、消耗品費、端末更新費用及び各種ソフトウェア購入・更新費用・通信費用などの国庫補助による恒久的な財政措置について、令和10年度以降も継続されること、交付税措置ではなく、全額補助金による財政支援を要望します。 特に、1人1台端末の更新については、各自治体や保護者が用意する場合、財政負担の増額が見込まれることから新たな補助制度の創設を含む、国庫補助の増額等の財政支援を要望します。	全国都道府県教育長協議会を通じて、GIGAスクール構想の着実な推進に必要な保守管理経費の負担軽減、ソフトウェア整備、更新等の費用及び高等学校における端末更新の費用などについて、必要な財政措置を講じるよう要望しております。 県では、引き続き、団体等を通じて必要な対応を実施して参ります。	◎	GIGAスクール構想に基づき、児童生徒、教師の端末整備、校内通信ネットワーク、大型提示装置の整備や個別最適化に対応するための財政措置、ICT支援員に係る人件費等、多額の費用がかかっており大きな負担となっている現状がある。新たな補助制度を含む、国庫補助の増額等の財政支援を強く要望する。

令和9年度県教育施策及び予算に関する要望書（Ⅰ 国へ働きかけていただきたい要望事項） 教育委員会名【 笛吹市教育委員会 】

<分類> ◎→最重要事項 ○→重要事項 △→特に必要なし ×→削除してもよい

タイトル	2026(R8)年度要望(R9施策・予算)	R7回答	分類	分類の事由・説明等 (最重要事項、特に必要なし、削除してもよい を選択した場合は必ず記入してください。)
12 ICTの環境整備支援について	(2) 学級数変動に伴う大型提示装置、充電保管庫、校内通信ネットワーク等の追加整備、国の推奨帯域を実現するための回線契約の見直し等のランニングコストに対する財政措置を要望します。	全国都道府県教育長協議会や全国知事会を通じて、大型提示装置等の周辺機器整備や今後の通信量の増加も見越した機器・設備の更新やネットワーク増強について継続的かつ十分な財政措置を講じるよう要望しております。 県では、引き続き、団体等を通じて必要な対応を実施して参ります。	○	
	(3) 指導者用及び児童生徒用のデジタル教科書の無償供与を要望します。また、デジタル教科書の導入にあたっては、児童生徒の心身の発達への影響、教職員の指導力の格差等が生じることのないよう、市町村の意見を十分反映するよう要望します。	全国都道府県教育委員会連合会などを通じて、デジタル教科書についても紙の教科書と同等に無償で使用できるよう、財政措置を確実に講じることや、教員及び児童生徒が容易に利用できるための措置を要望しております。 県では、引き続き、団体等を通じて必要な対応を実施して参ります。	○	
	(4) 学校のICT環境の設計や使用マニュアル(ルール)作成等といったソフト面の整備を支援するICT支援員の確実な配置に向けた、人材の紹介事業の充実や人材バンクの創設等を要望します。	全国都道府県教育長協議会や全国知事会を通じて、情報通信技術支援員(ICT支援員)について、地域によって必要な人材の確保が困難な実態があることから、人材確保のための支援を行うよう要望をしております。 県では、引き続き、団体等を通じて必要な対応を実施して参ります。	○	
	(5) 家庭での通信環境(Wi-Fi環境)、セキュリティー等、遠隔授業への環境整備及び通信環境を整える又は維持することが難しい家庭への支援施策に対する補助金等の財政支援を要望します。	全国都道府県教育長協議会や全国知事会を通じて、家庭における通信費の負担軽減について財政措置を講じるよう要望をしております。 県では、引き続き、団体等を通じて必要な対応を実施して参ります。	○	
	(6) 体育館や特別教室での端末利用のための整備に対する、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金の拡充を要望します。また、公立学校の敷地外に設置する教育支援センターへの補助拡充を要望します。	全国都道府県教育長協議会や全国知事会を通じて、1人1台端末整備に伴う通信量の増加に対応できる機器・設備の更新やネットワーク増強、通信量増大に係る費用等について、必要な財政措置を講じるよう要望しております。 県では、引き続き、団体等を通じて国に働きかけるなど、必要な対応を実施して参ります。	○	
	13 小学校外国語教育について	(1) 小学校外国語教育は、長期展望に立った推進体制の確立を国へ働きかけるよう要望します。加えて、専科教員不足の解消と英語教育の充実を要望します。	小学校の外国語教育の特性を踏まえた質の高い授業の実施に向けて、国の動向を注視しながら、専科教員を配置しております。 令和7年度も昨年に引き続き、全県において外国語教育を推進していけるよう、地域のバランス等を考慮しながら、配置しております。 また、専科教員を対象にした学習会や、小学校教員を対象としたオンライン研修会を実施し、教員の指導力及び英語力向上に向けて、取り組みを進めているところです。 今後も、国の動向を注視しながら、外国語教育の一層の充実を図る指導体制の構築に向けて、国に要望して参ります。	○

令和9年度県教育施策及び予算に関する要望書（Ⅰ 国へ働きかけていただきたい要望事項） 教育委員会名【 笛吹市教育委員会 】

<分類> ◎→最重要事項 ○→重要事項 △→特に必要なし ×→削除してもよい

タイトル	2026(R8)年度要望(R9施策・予算)	R7回答	分類	分類の事由・説明等 (最重要事項、特に必要なし、削除してもよい を選択した場合は必ず記入してください。)
14 外国人児童生徒等への教育支援について	(1) 外国人児童生徒等が学校生活を送るには、日本語指導教員がマンツーマンで指導する必要がある、在籍数が数十名規模となると、県加配等のみでは対応ができず、市町村単費で日本語指導教員を配置している状況です。 また、外国人児童生徒等是不登校など困難な状況を伴うケースが多く、保護者も日本語が理解できないことから家庭との連携が取れず、市町村単費で複数の通訳を配置しています。 こうした配置に対して、交付税措置によらず国庫補助等確実な財政措置を講じるよう国へ働きかけるよう要望します。	外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援方法について、県で実施する日本語指導担当者会、帰国外国人児童生徒教育研究会にて、周知を図ります。また、通訳派遣事業を継続し、外国人児童生徒の教育相談を行います。引き続き国の動向を注視しながら、外国人児童生徒教育の充実に向けて、調査研究して参ります。 また、本年度も、日本語指導センター校に、日本語指導加配教員を配置し、日本語指導及び生活への適応指導を行っております。国は、外国人児童生徒に対する日本語指導教育の充実のための定数を増やす見込みであり、今後も国の動向を注視しながら地域の実状に応じた配置について検討して参ります。 また、日本語指導教員の配置の実施、前倒しを国に対して要望して参ります。	○	
15 学校司書の全校配置について	(1) 学校司書を国の責務において全校配置するとともに、財政措置については、交付税措置によらず国庫補助等確実な措置を講じるよう国へ働きかけるよう要望します。	学校司書の定数配置、また、配置に係る財政措置については、今後も、全国都道府県教育長協議会を通じて国に要望して参ります。	○	
16 就学援助制度について	(1) 準要保護者に対する就学援助については、自治体間格差が生じております。 交付金措置ではなく、補助金として支給基準を明確化し、市町村の対象者数に見合った十分な財政措置を講ずるよう国へ働きかけるよう要望します。	経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者への援助については、学校教育法の規定により市町村において適切に実施されなければならないとされておりますが、市町村における就学援助が一層充実するよう、今後も、全国都道府県教育委員長協議会を通じて国に要望して参ります。	○	
17 教員免許更新制廃止に伴う研修のあり方と負担軽減について	(1) 教員免許更新制廃止により、教員に新たな負担が生まれないように配慮いただくとともに、研修等についてオンライン研修や研修時間の短縮、土日等に研修がある場合は、公務としての認定、また費用が発生する場合は国の財源による公費負担を国へ働きかけるよう要望します。	教員免許更新制の発展的解消に係る「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律」により、教育職員免許法の改正が令和4年7月1日に施行されました。 これを受け、公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関わる指針の改正が行われ、新たな教師の学びを実現するための研修制度が構築されることになりましたが、県においても国の示す研修機会及び研修体制等に注視し、教員に過度な負担が生じないように配慮しながら校長及び教職員の資質の向上を図って参ります。	○	
18 学校給食の充実について	(1) 食物アレルギー対応への財政支援について国へ働きかけるよう要望します。加えて、食物アレルギー対策のための弁当持参者への補助事業等創設や、市町村の取り組みに対する財政支援を要望します。	栄養教諭の配置基準の緩和や増員・食物アレルギー対応への財政支援については、これまでも国に要望してきたところであり、引き続き実現に向け、国に働きかけて参ります。 また、令和7年12月に閣議決定された「学校給食費の抜本的な負担軽減」により、令和8年度から、公立小学校等の学校給食費について、国と都道府県が折半で補助する仕組みが導入されます。この仕組みにより、非喫食児童への対応についても保護者負担の軽減が可能となることが示されています。中学校における対応については、引き続き国の動向を注視して参ります。	○	

令和9年度県教育施策及び予算に関する要望書（Ⅰ 国へ働きかけていただきたい要望事項） 教育委員会名【 笛吹市教育委員会 】

<分類> ◎→最重要事項 ○→重要事項 △→特に必要なし ×→削除してもよい

タイトル	2026(R8)年度要望(R9施策・予算)	R7回答	分類	分類の事由・説明等 (最重要事項、特に必要なし、削除してもよいを選択した場合は必ず記入してください。)
19 学校給食の無償化について	(1) 子育て世帯の経済的負担減や少子化対策を目的に、学校給食費の無償化が自治体主導で行われていますが、財政状況により実施が難しい自治体も多くあります。 給食費負担の地域格差が生じないよう、公教育の無償化という観点から、全国一律の学校給食費の無償化を国の責任で実施するよう、国へ働きかけるよう要望します。	令和7年12月に閣議決定された「学校給食費の抜本的な負担軽減」により、令和8年度から、公立小学校等の学校給食費について、国と都道府県が折半で補助する仕組みが導入され、保護者負担の大幅な軽減が図られることとなっています。中学校における負担軽減については、引き続き国の動向を注視して参ります。	◎	学校給食費の抜本的な負担軽減により保護者負担の軽減が図られることとなったが、補助金交付や実績報告にあたり、市町村職員の事務量が増大になったことから、事務量が増えないような方策を要望する。 また、中学校においても、負担軽減が図られるような財政支援を要望する。
20 スクールガード・リーダーの継続的補助について	(1) 児童生徒の安全安心の確保のため、地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業(スクールガード・リーダー等)に対する補助の継続、強化、発展を国へ働きかけるよう要望します。	地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業(スクールガード・リーダー)の継続・強化・発展について、国に対して働きかけて参ります。	○	
21 教科書改訂に伴う指導書購入に関する財政支援について	(1) 教科書改訂に伴い購入する指導書は、教科・学年ごとに発行されており、特別支援学級の増加等により購入冊数が増えています。 また、通常の書籍に比べ高価である上、デジタル教科書の導入により、更に多くの費用が必要になっています。教科書改訂の都度、市町村に大きな財政負担がかかっているため、購入に関する財政支援を国へ働きかけるよう要望します。	義務教育の機会均等と教育水準の維持向上のため、デジタル教科書の購入費用なども含め必要な財源を保障するよう、今後も引き続き全国教育長協議会等を通じて国に要望して参ります。	◎	教科書改訂に伴う指導書の購入に関して、近年特別支援学級の増加等の現状や、デジタル教科書の導入により、多額の費用がかかっており大きな負担となっている現状がある。購入に関する財政支援を強く要望する。
22 全国学力・学習状況調査について	(1) 全国学力・学習状況調査について、調査結果を分析・考察して授業改善に生かすため、現場に調査結果が早く届くよう国へ働きかけるよう要望します。 また、悉皆調査を規模縮小または抽出調査に転換するとともに、その余剰財源を他の教育予算の増額等に充てるよう国へ働きかけるよう要望します。	全国学力・学習状況調査については、令和8年度も悉皆で実施することが予定されています。本年度は中学校理科をCBTで実施しました。令和8年度は中学校英語をCBTで実施します。令和9年度より小学校中学校共にすべての調査において、CBTでの実施となります。 県としては、CBT化の課題検証も含め、国の動向を注視して参ります。 調査結果の返却の早期化につきましては、令和7年度は児童生徒の学びへの還元を最優先に、学校への返却を前年度よりも12日前倒しして行われました。令和8年度以降も更なる早期化に向けて検討されていくことが示されています。(令和7年6月6日「全国学力・学習状況調査の調査結果の取扱いの改善の方向性」より) 今後も調査の本来の目的である授業改善につながるよう取り組んで参ります。	○	
23 新・放課後子ども総合プランの補助金について	(1) 新・放課後子ども総合プラン補助金の地域の実情に応じた運用が可能となる仕組みや事業の継続的な実施に必要な予算の増額などの補助金の充実を国へ働きかけるよう要望します。	放課後子供教室について、地域の実情に応じた運用が可能となる仕組み作りに努めるとともに、事業の継続的な実施に必要な予算の増額や放課後子供教室整備における新築・改修に対する補助制度の創設を図るよう国に対して要望しております。	○	

令和9年度県教育施策及び予算に関する要望書（Ⅰ 国へ働きかけていただきたい要望事項） 教育委員会名【 笛吹市教育委員会 】

<分類> ◎→最重要事項 ○→重要事項 △→特に必要なし ×→削除してもよい

タイトル	2026(R8)年度要望(R9施策・予算)	R7回答	分類 （最重要事項、特に必要なし、削除してもよいを選択した場合は必ず記入してください。）
24 中学校部活動の地域展開について	<p>(1) 国のガイドラインでは、令和5年度から令和7年度までを改革推進期間として地域連携・地域展開に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すことが示されていますが、次の事項について、国へ働きかけるよう要望します。</p> <p>① 外部人材の person 費や休日部活動の運営に要する管理運営費等、活動を持続可能なものとするための予算支援。</p> <p>(2) 国費による以下の補助制度の創設および補助単価の増額を要望します。</p> <p>① 運営団体への運営補助金制度の拡充。 ② 地域クラブ活動運営のための補助金単価の増額。 ③ 地域クラブ活動講師への謝金の全額補助。 ④ 地域クラブ活動の実施時に加入する保険料の補助。 ⑤ 地域クラブ活動制度導入下における大会等遠征費の補助。 ⑥ 活動に必要な団体や連盟への加入会費等 〃 の補助。</p> <p>(3) 「部活動指導員配置支援事業」の拡充と制度の維持について要望します。</p> <p>休日の中学校部活動の地域展開はまだ改革途上であり、当面は、地域連携と並走し、部活動指導員の配置等を適切に実施する必要があります。また、中山間地域では、すべての部活動を地域クラブ化することが難しいため、部活動指導員を配置する「部活動指導員配置支援事業」の維持と、補助金制度の更なる拡充を要望します。</p>	<p>国へは、令和7年7月及び11月の全国都道府県教育長協議会を通じて、地域のスポーツ活動・文化芸術活動の指導者配置に必要な人材の育成・確保、地域クラブ等の管理運営等に向けた都道府県や市町村の取組に対し、十分な財政措置を講じるよう要望しております。</p> <p>国の令和8年度予算案においては、一部の経費について補助が示されております。</p> <p>国においては、地域の実情等に応じて安定的かつ継続的に取り組みが進められるよう、受益者負担と公的負担とのバランスを含めた費用負担の在り方について検討する必要があるとされており、公的負担については国・都道府県・市町村が連携して支え合うことが重要であるとの認識が示されています。</p> <p>今後につきましては、地域クラブの円滑な運営と持続的な活動の実現に向けて、国の動向を注視しつつ、必要な経費に対する補助制度の充実について、引き続き働きかけて参ります。</p> <p>国の令和8年度予算案においては、一部の経費について補助が示され、部活動指導員の配置支援の充実をすることとしています。</p> <p>部活動指導員配置支援事業について、令和7年7月及び11月の全国都道府県教育長協議会を通じて、部活動指導員を地域の指導者として活用できるよう支援策を検討し、一層の配置拡充を図るとともに、都道府県や市区町村の取組に対し、十分な財政措置を講じるよう要望しております。</p>	<p>◎</p> <p>地域クラブ活動には、これまで部活動が担ってきたスポーツや文化芸術の振興及び教育的意義を継承する役割が求められている。しかし現在、国、県が設けている地域クラブ活動の支援の仕組みでは、これらの活動を支える支援体制や財政支援は十分に整備されているとは言えず、持続可能な活動機会を確保するためには、一層の充実した支援が必要である。</p> <p>◎</p> <p>地域クラブ活動への移行に伴い、これまでの学校部活動では保護者の費用負担とならなかった指導者への謝金、旅費、消耗品、備品といった運営経費を賄うために、受益者負担の観点からすると、新たに保護者負担の増大が懸念される。国費による補助の創設および補助単価を増額することで、保護者の負担が最小限に抑えられる。</p> <p>○</p>
25 公営塾設置にかかる財政支援について	<p>(1) 過疎地域の自治体においては民間の学習塾がないため、学力に格差が生じることが懸念されています。この対応として自治体で運営する公営学習塾設置について財政支援を国へ働きかけるよう要望します。</p>	<p>公営の学習塾については全国的には総務省の地域おこし協力隊を活用している事例が見られます。</p> <p>県内では、学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金を活用して、公営塾を設置している自治体があります。</p> <p>今後、国の動向を注視しながら自治体の公営学習塾設置について調査研究して参ります。</p>	<p>○</p>
26 不登校児童生徒への支援について	<p>(1) 近年、不登校児童生徒の増加が著しい状況が続いております。国においても、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策を進めようとしておりますが、喫緊の課題として、次の事項について、国へ働きかけるよう要望します。</p> <p>① 校内教育支援センターを設置するための人的及び財政的支援。</p>	<p>校内教育支援センターとして、各校で空き教室を活用して設置している学校が増えてきているところ です。</p> <p>設備に関する財政措置だけでなく、そこに配属できる人的な財政措置もさらに充実するよう国へ働きかけて参ります。</p>	<p>◎</p> <p>不登校児童生徒の増加が著しい状況の中、登校しても自分のクラスに入りづらい児童生徒が、増えている。落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習・生活できる環境として、校内教育支援センター設置のための体制整備は急務である。</p>

令和9年度県教育施策及び予算に関する要望書（Ⅰ 国へ働きかけていただきたい要望事項） 教育委員会名【 笛吹市教育委員会 】

<分類> ◎→最重要事項 ○→重要事項 △→特に必要なし ×→削除してもよい

タイトル	2026(R8)年度要望(R9施策・予算)	R7回答	分類	分類の事由・説明等 (最重要事項、特に必要なし、削除してもよい を選択した場合は必ず記入してください。)
26 不登校児童生徒への支援について	(2) 市町村が設置する教育支援センター及び低学年に特化した教室の設置・運営に係る人的及び財政的支援制度の創設を要望します。加えて家庭訪問や保護者支援等のアウトリーチ支援に係る必要経費の拡充を要望します。 (3) 学びの多様化学校の設置に関わり、設置基準等を法令で定め、自治体による差が出ることが無いよう、国の施策として推進していくことを要望します。	市町村が設置する教育支援センターへの財政措置等については、国の動向を踏まえ調査研究して参ります。 学びの多様化学校の設置・運営に係る財政支援の拡充を、国に要望しており、引き続き、団体等を通じて国に働きかけるなど、必要な対応を実施して参ります。 なお、県では、学びの多様化学校を設置する方向で検討を進めているところです。	○ ○	
27 デジタルデバイスの依存対策について	(1) 児童生徒のネット依存やゲーム依存を防止するため、スマートフォンやタブレット端末等のデジタルデバイスの適切な利用について引き続き啓発するとともに、さらなる強化発展を国へ働きかけるよう要望します。	「ネット依存」、「ゲーム障害」などの課題を解決するため、国に対しては引き続き、学校・家庭・地域社会が連携を図りつつ、情報端末等の適正な利用方法や情報モラルを含む情報活用能力を育成する機会をより一層充実させるとともに、児童生徒のネットリテラシー醸成や情報モラル感覚の習得といった児童生徒の自主的・主体的な学習や活動への財源措置を講じることなどを要望しております。	○	
28 公立図書館での電子書籍導入費用の助成について	(1) 「視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律」では、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の量的拡充及び質の向上が図られなければならないとしていますが、電子書籍導入の初期費用や電子書籍代は高額であるため、公立図書館で環境を整えるための費用の助成を国へ働きかけるよう要望します。	公立図書館における電子書籍導入費用を含む図書、視聴覚資料購入費等については、地方交付税措置がされていますが、地方交付税の積算基礎における社会教育費の単位費用の算定は不十分であるため、実態に即して強力に増額措置を講じるよう国に対して要望しております。	○	

<分類> ◎→最重要事項 ○→重要事項 △→特に必要なし ×→削除してもよい

タイトル	2026(R8)年度要望(R9施策・予算)	R7回答	分類	分類の事由・説明等 (最重要事項、特に必要なし、削除してもよいを選択した場合は必ず記入してください。)
1 教職員の定数・人事管理について	<p>(1) 【教職員の確保と欠員解消について】</p> <p>令和6年度末の人事異動においても、県内で数多くの欠員が出ており、令和7年度に入っても加配での欠員状況が続き、現場においては大変に苦慮している現状があります。学校現場の人材不足は喫緊の課題であり、欠員状況の早期解消をしていただくことを要望します。</p> <p>また、令和7年度末の人事異動については、課題を正確に把握した上で、見直しをもった作業を行い、できる限り期間採用者を減らし正規教職員を採用するよう、早期採用試験も取り入れた教職員採用計画の見直しを要望します。</p> <p>教職員の確保と配置を万全なものにして、これまでと同様の欠員状況を生じさせないよう要望します。</p>	<p>学校現場への不足人材の確保は、本県のみならず全国的な課題となっています。そうした状況への対応として、教員採用秋期検査の実施、臨時的任用教職員の募集方法の改善、臨時的任用教職員選考検査の前倒し、教員選考検査不通過者の臨時的任用教職員への任用推進の工夫等に取り組んでいます。また、異動希望調を早期に実施し、早期退職希望者に対し、丁寧な面接を行い勤務の継続を促しております。今後も制度の改善を進めるとともに、各地域・学校の状況を把握しながら人材確保と配置に努めて参ります。</p>	○	
	<p>(2) 【教員不足の解消に向けた取り組みについて】</p> <p>全国的に厳しい教員不足のため、近隣の自治体や民間企業の動向を把握し、人材の確保及び流出の歯止めとなる施策として、採用受検年齢引き下げ、採用試験の時期・場所の検討、初任者手当、学級担任手当、山梨県小学校教員確保推進事業費補助金の中学校教諭への対象拡大など、県独自の施策を講じるよう要望します。</p> <p>また、教職員の働き方改革や待遇改善に努めていただき、正規教職員の確保、予算の確保、給与を含めた労働条件の改善を図る取り組みを要望します。</p> <p>なお、教員不足の解消が見込めないことから、5年生の25人学級化について、制度を維持し、教員の不足する当面の間は、教員が確保できる最大限の数(26-30人程度)で少人数教育を実施していますが、6年生の25人学級化についても同様に柔軟に対応するよう要望します。また、こうした対応を広く県民に周知するよう要望します。</p>	<p>人材確保に向けて、毎年度、教員採用検査の改善を進め、大学3年生を対象とした選考の実施や教職経験者を対象とした特別選考枠の拡大等を行っています。また、教員免許状所持者で、これまで教職に就いたことがない方、または一時的に教職を離れている方を対象に、教職の魅力や福利厚生充実をお伝えする研修会を開催しています。引き続き、教員の確保に向けて取り組んで参ります。</p> <p>なお、山梨県小学校教員確保推進事業費補助金の中学校教諭への拡大など今後調査研究して参ります。</p> <p>教員の働き方改革については、「山梨県の公立学校における働き方改革に関する取組方針」による取組に力を入れております。待遇改善については、知事も国への働きかけを強めております。</p> <p>25人学級については、6年生までの完成を目指して採用計画を立てております。今後の採用状況や退職者の状況を踏まえて、25人学級の制度を維持しながら、教員が確保できる最大限の範囲内で、国の基準を上回る学級編制を実施いたします。</p>	○	
	<p>(3) 【適正な人事配置について】</p> <p>人事異動に関する各種要綱や計画の見直しを行い、実情にあった運用を行うとともに、教員の市町村教育委員会への人事権の移譲について検討委員会の設置を要望します。</p> <p>また、次の事項について配慮していただきますよう要望します。</p> <p>① 一部地域に産休及び育休取得教職員が著しく過多とならないように、適正に配置すること。</p> <p>② 地域に根ざした教育の推進を図るには、地元教員や意欲のある長期赴任教職員の確保が必要であることから、人事交流要綱の見直しをすること。</p> <p>③ 特に、新採用者交流のうち東部地区との人事交流においてA地区校に異動する場合には、児童生徒との人間関係の構築や学校運営が困難になっている状況があることから、希望者交流の積極的な活用も含め、異動期間を2年から3年に延長すること。</p> <p>④ 地域の実情に応じて、教諭がその子どもと同一校に在籍することも含めて柔軟に対応すること。</p> <p>⑤ 学校規模に応じ、年齢構成、経験年齢を考慮し配置すること。</p>	<p>①市町村教育委員会への教員の人事権の移譲については、国の動向に注視して参ります。また、一部地域に産休及び育休取得教職員が著しく過多とならないよう、人事交流要綱に則った適切な配置に努めて参ります。</p> <p>②人事交流要綱は、各地区の実態を把握し、県全体のバランスを第一に考えながら、毎年、見直しを行っています。今後も成果と課題を検証するとともに、学校現場の実態を十分に踏まえ、円滑な運用に努めて参ります。</p> <p>③人事交流要綱では、新採用者交流のA地区勤務における転出可能年数は3年と規定され、他地区新採用交流者同様に勤務歴に応じた調整がなされています。交流期間を短くすることにより、教員を確保するのに困難な地域における教員確保、人事交流の活性化による教育水準の向上が図られると考えられます。</p> <p>今後も成果と課題を検証するとともに、学校の実態や教職員の様子を十分に踏まえ、実情に応じた円滑な運用に努めて参ります。</p> <p>④保護者等からの誤解を招くおそれがあるため、原則、教員がその子女と同一校に在職することがないよう人事異動を行って参ります。</p> <p>⑤県では、教育効果の向上を図るため、年齢構成を含め、教員の能力・適性・勤務実績等を総合的に検討し、引き続き適材を適所に配置するよう努めていきます。</p>	○	

<分類> ◎→最重要事項 ○→重要事項 △→特に必要なし ×→削除してもよい

タイトル	2026(R8)年度要望(R9施策・予算)	R7回答	分類	分類の事由・説明等 (最重要事項、特に必要なし、削除してもよいを選択した場合は必ず記入してください。)
1 教職員の定数・人事管理について	<p>(4) 【管理職の登用について】</p> <p>学校、教育委員会の意に反した人事異動がないよう、特に次の事項について配慮していただくよう要望します。</p> <p>① 地域に精通した地元定住者の任用と配置。地区内での年齢の平準化。また、管理職登用時の他地域配置のルールの見直し。 ② 管理職(校長・教頭)の同時異動、小中学校長の校種を超えての配置を避けていただくこと。 ③ 将来的な管理職体制の充実を図るため、管理職登用者の年齢引き下げや女性教職員の積極的な登用。 ④ 新任管理職が教育活動に専念できる教育環境の整備。管理職登用時に特定区域外への異動を義務付ける制度を改め、本人の出身地域に配慮し、地域の教育力向上につなげられるような対応。</p>	<p>①管理職の登用については、管理職及び主幹教諭の選考に関する要領にあるとおり、社会や学校の現状と課題に対応できる見識と人格を備えた人物を登用しております。さらに、緊急時に必要な体制など地域の実態等を踏まえながら、地域の学校教育の向上が図られる人事配置に努めております。今後も市町村教育委員会の意見を尊重し、地元定住者や年齢を考慮する中で、総合的に判断し配置を行って参ります。</p> <p>②管理職の異動につきましては、市町村教育委員会の意見を尊重しながら、同時異動や校種を超えての配置に留意する中で進めて参ります。</p> <p>③管理職登用者の年齢引き下げについては、教職員の年齢構成、定年引上げの動向を注視して参ります。また、女性管理職につきましては、今後も人材の育成を進めるとともに積極的に受検するよう働きかけて参ります。</p> <p>④管理職につきましては全県的な視野に立ち、適材適所の配置をするとともに、地域に根ざした特色ある教育活動の推進と危機管理体制の確立を目指した人的配置を考慮して参りましたが、特定区域外への異動の際には、心身の健康や通勤時の安全等に配慮した異動となるよう努めて参ります。</p>	○	
	<p>(5) 【スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置等について】</p> <p>いじめや不登校等の諸課題に対応するため、次の事項を要望します。</p> <p>① スクールカウンセラーは全小中学校に配置されているが配置時間数が限られているため、スクールカウンセラーの全小中学校への常駐配置や配置時数増。また、個別の事例に対応できるよう、スクールカウンセラーの派遣体制の整備。 ② スクールソーシャルワーカーの増員、配置時数増。</p>	<p>①今年度も継続して、スクールカウンセラー(SC)を全小・中学校に配置する体制をとっております。今後も引き続き、SCの効果的な配置、いじめ・不登校対策の強化、教育相談体制の充実を図って参ります。 SCの総勤務時間は市内での予算協議及び国の補助金額により決定しており、一定の基準を設けて全公立小・中学校に配分し、各学校での勤務時間や地域等を考慮してSCを配置しております。基本的には各学校に配分した勤務時間を計画的に活用していただきますが、緊急的な対応を求められる事案が発生したときのための活動時間も別で予算化し対応しています。</p> <p>②SSWへのニーズが高まる中、県では、令和8年度よりSSWの総対応時間の拡充を段階的に図り、課題を抱える児童生徒に対してより支援が行き届くよう取り組んで参ります。</p>	○	
	<p>(6) 【スクールロイヤーの活用について】</p> <p>令和6年度に運用開始したスクールロイヤー等法務相談事業について、緊急事案を含めて柔軟な対応ができる制度となるよう、定時や随時の相談時間の更なる拡充等を要望します。</p>	<p>県では、令和6年4月からスクールロイヤー等法務相談事業の運用を開始しました。スクールロイヤーへの法務相談は、県立学校のみならず、市町村教育委員会や市町村設置の小中学校からの相談にも対応しています。また、相談機会を毎週設けるほか、緊急案件に対しても柔軟に対応できるよう、随時、相談を受け付けています。</p>	○	
	<p>(7) 【「臨時的任用教職員人材バンク」登録制度の充実と改善について】</p> <p>代替教職員を容易に探し出せるよう、システム改築を要望します。また、教職員採用試験受験者や大学卒業予定者、退職教職員等への効果的な広報を要望します。</p>	<p>人材バンクについては、定期的に登録内容を精査するとともに、ホームページにおける登録内容の変更の受け付けをしています。代替教職員のシステムについては、市町村(組合)教育委員会との情報共有を図る中で、更新、改良に努めて参ります。また、県内大学のキャリアサポートセンター等に登録用紙を置き、現職、既卒業生等に紹介していただくようお願いしたり、退職教職員や教員選考検査受検者に対する人材バンクへの登録の広報をしたりしています。</p>	○	

<分類> ◎→最重要事項 ○→重要事項 △→特に必要なし ×→削除してもよい

タイトル	2026(R8)年度要望(R9施策・予算)	R7回答	分類	分類の事由・説明等 (最重要事項、特に必要なし、削除してもよいを選択した場合は必ず記入してください。)
1 教職員の定数・人事管理について	<p>(8) 【中学校免許外教科担任の解消について】</p> <p>小規模中学校の免許外教科担任の解消に向け、技術・家庭・体育・音楽・美術等の教科教諭の配置について、新たな採用等、人材確保に努めていただくとともに、非常勤講師の配置基準の拡大や待遇改善を進めていただくよう要望します。</p> <p>センター校方式の導入に当たっては、定数内であるにもかかわらず、学級担任等、校務分掌を担当できないなど課題が多いことや、本務校において、本務者が全学級を担当できず、免許外申請をして別の教科の教員が担当しているなど、課題が多くみられます。引き続き、調査・研究を通して、慎重な運用を要望します。</p>	<p>小規模中学校における非常勤講師の活用など、無免許教員の解消に向けた取り組みを進めてまいります。</p> <p>また、センター方式については、当該教員の負担や校務分掌等に課題が見られることから、引き続きその運用方法について調査・研究を行います。</p> <p>さらに、会計年度任用職員等の給与水準や勤務条件についても、継続的に調査・研究を進めてまいります。</p>	○	
	<p>(9) 【外国語教育に係る教職員について】</p> <p>小学校外国語教育の充実を図るため、特に次の事項を要望します。</p> <p>① 小学校での英語指導を行える教職員の確保。 ② ALT配置に対する補助制度創設などの県の財政支援。 ③ 英語専科教員の複数配置及び加配。また、自治体負担で配置する場合の経費負担。</p>	<p>①小学校英語専科教員加配について、令和7年度は、複数校を兼務している教員28名を含め、合計29名の教員を配置しております。</p> <p>また、専科教員のための学習会を開催し、小学校外国語教育における指導上の留意点、課題等を共有するなど、より充実した指導につなげるための取り組みを進めているところで。</p> <p>②ALTに関する県単独配置については、厳しい財政状況の下では困難でありますので、今後の国の動向を見ながら検討して参ります。</p> <p>また、ALTの配置については、外国青年招致事業として、交付税措置がされておりますが、学校における国際理解教育、外国語活動が一層充実するよう、今後も国の動向を見守って参ります。</p> <p>③専科指導の充実については、教職員定数の改善により対応しており、今後も国の動向を注視するなかで、検討して参ります。</p>	◎	<p>教職員の働き方改革の視点からも、また、小中連携を見据えた小学校教科担任制の視点からも、専科教員の拡充は必須です。専科教員の増員及び教職員の確保、財政支援等、小学校外国語教育の充実を図ることを強く要望します。</p>
	<p>(10) 【小中連携教育の推進について】</p> <p>小中学校教員の兼務発令の制度的な整備や、中学校へ連携担当の教職員を加配措置し、小中の授業や行事に関わることができる体制づくりを要望します。</p> <p>また、身延・南部地域連携型中高一貫教育について、県においても、中高が連携して効果を生み出すことができるような体制で取り組んでいただくよう要望します。また、授業アシストへの加配が中学校に0.5人となっておりますが、各種事業におけるコーディネートなどを担って効果を高めるために1.0人とするよう要望します。</p>	<p>小中連携教育の推進については、今後の国の動向を注視する中で、兼務発令などの制度面や人員制度について、研究して参ります。</p> <p>また、身延南部地域における本県初の連携型・中高一貫教育校の教員配置については、これまでも配慮を行ってきたところではありますが、今後も引き続き、中高一貫教育の円滑な実施ができるよう、教職員配置について配慮して参ります。</p>	○	

<分類> ◎→最重要事項 ○→重要事項 △→特に必要なし ×→削除してもよい

タイトル	2026(R8)年度要望(R9施策・予算)	R7回答	分類	分類の事由・説明等 (最重要事項、特に必要なし、削除してもよいを選択した場合は必ず記入してください。)
1 教職員の定数・人事管理について	<p>(11) 【「少人数学級」の堅持と拡大について】</p> <p>一人ひとりの児童生徒に対応したきめ細かな指導をより一層充実させるため、次の事項を要望します。</p> <p>① 小学校6年生まで25人学級の導入が決定されたことに基づいて、小学校6年生についても安定的に教員数を確保できる状況になるまでは、国の基準を上回る基準(26人から30人程度)により、少人数学級を実施すること。</p> <p>② 県独自で中学3年生まで実施している「35人学級」を堅持、継続すること。</p> <p>③ 単級アクティブクラスに常勤の教員を配置し、学校の実態に応じて2学級編成も可能とするなど、柔軟な学級編成ができるようにすること。</p> <p>④ アクティブ加配について、非常勤講師(0.5)2人ではなく常勤が配置できるよう、人材確保についての抜本的な対策を講じること。</p> <p>⑤ 小中学校の小規模校(6C・3C)に対して、児童生徒数に関わらない加配措置を講じること。</p> <p>⑥ 25人学級導入の影響が及ばない市町村を対象とした「やまなし教育創造推進事業費補助金」について、令和8年度以降も引き続き補助を継続し、補助率や補助要件(国・県・各1/3開催日数200日以下 1日4時間以内)の引き上げること。</p>	<p>①県では、令和8年度から小学校6年生に、25人学級を導入することとしました。なお、本年度と同様に、教員が不足する当面の間は、教員が確保できる最大限の数(26人～30人程度)で、少人数教育を実施する予定です。導入計画につきましては、可能な限り早くお示しできるよう取り組んで参ります。</p> <p>②国は、中学校においては、令和8年度から中学1年生に限り35人学級を導入。中学2・3年生は今後段階的に35人学級へ移行する予定です。本県独自の35人学級の継続については、国の動向を注視し調査研究を進めて参ります。</p> <p>③アクティブクラスの加配については、令和5年度からは、午前からの勤務から、終日の勤務が可能となるよう、令和4年「はぐくみプラン該当基準」を改訂しました。これにより、午後の児童へのきめ細かな指導や学級担任の負担軽減がなされることとなっています。今後も常勤でアクティブ加配が配置できるよう、教員選考検査の改善やペーパーティーチャー研修会、早期退職者への声かけを実施し、人材確保に努めて参ります。</p> <p>④常勤でアクティブ加配が配置できるよう、教員選考検査の改善やペーパーティーチャー研修会、早期退職者への声かけを実施し、人材確保に努めて参ります。</p> <p>⑤小規模校及び中規模校の加配配置基準の見直しについては、これまで逐次改善してきておりますが、今後は、少人数学級の拡大などによる学級規模の状況を把握しながら検討して参ります。</p> <p>⑥県では、25人学級導入の影響が及ばない市町村に対して、地域の強みを生かした特色ある教育活動を支援する事業を実施しております。 令和7年度は6町村で事業を展開しています。令和8年度についても事業を継続していく予定です。なお、補助率や補助要件の引き上げにつきましては、財政状況や制度全体の整合性等を踏まえ、慎重に検討して参ります。</p>	◎	<p>きめ細やかで質の高い教育を実現するためには小人数での指導は大切ですが、ここ数年の常態的な教員不足の影響により、教員の未配置が生じている現状もあります。必要教員数の確かな算出のもとでの制度となるよう要望します。</p>
	<p>(12) 【日本語指導が必要な児童生徒(外国人児童生徒等)への教育支援について】</p> <p>国は、帰国・外国人児童生徒教育等に関する施策において日本語指導に必要な教員定数の改善をしているところですが、日本語指導教員を増員配置していただくよう要望します。 また、母国語で指導できる専門職員の配置を要望します。</p>	<p>本年度も、日本語指導センター校に、昨年度と同規模の日本語指導加配教員を配置し、日本語指導及び生活への適応指導を行っております。 国においては、平成29年度より10年かけて、外国人児童生徒18人に対して、担当教員1人を漸次基礎定数化しておりますが、令和8年度で基礎定数への移行が完了する予定です。地域の実状に応じた配置について検討して参ります。 また、通訳事業については、今後も継続して実施できるよう検討して参ります。</p>	○	
	<p>(13) 【養護教諭の後補充について】</p> <p>校外学習や宿泊体験学習を安全に実施するには、養護教諭の同行が必要であるため、養護教諭の後補充に対する財政支援を要望します。 また、養護教諭の初任者研修の後補充について、新任教員の初任者研修の後補充と同様に県費負担での後補充を要望します。 また、養護教諭助教諭の教育実習受講等に対する代替について、任命権者である県の責務として、通常の代替のルールによらず代替職員を配置していただくよう要望します。</p>	<p>養護教諭の初任者研修に伴う後補充については、今年度から拡充を図り、対応を進めております。</p>	○	

<分類> ◎→最重要事項 ○→重要事項 △→特に必要なし ×→削除してもよい

タイトル	2026(R8)年度要望(R9施策・予算)	R7回答	分類	分類の事由・説明等 (最重要事項、特に必要なし、削除してもよいを選択した場合は必ず記入してください。)
1 教職員の定数・人事管理について	<p>(14) 【宿泊できる代替養護教諭の派遣について】</p> <p>校外学習や宿泊体験学習を安全に実施するには、養護教諭の同行が必要ですが、養護教諭が妊娠中であると長時間勤務や宿泊を伴う引率が困難な場合があります。 母性保護や引率業務の円滑な遂行のため、妊娠中の養護教諭に代わって代替養護教諭が校外学習に引率できるように、宿泊できる代替養護教諭の派遣制度の創設を要望します。 あるいは、市町村等で雇用した代替養教が県費対応となる養護教諭と同等の措置を受けられるよう、差額補填等の制度創設を要望します。</p>	<p>代替者の派遣については、必要に応じて校内または地教委により対応をいただいております。今後、その対応については、情報収集するなど調査研究して参ります。</p>	○	
	<p>(15) 【複式学級の解消について】</p> <p>小規模校での教育水準の維持向上を図るため、県独自の取り組みを強化していただくよう、次の事項を要望します。</p> <p>① 県独自の施策として、二の学年の児童で編成する学級基準を12人としているが、10人以下へ引き下げる。 ② 小規模学校における一般教諭、養護教諭、事務職員、司書教諭の配置基準を見直し、県費で配置すること。 ③ 複式学級解消のための加配及び市町村単独で教員を配置する場合の人員費を助成すること。</p>	<p>①複式学級の解消については、県独自の施策として小学校1年生を含む複式の解消、飛び複式の解消、中学校の複式の解消、他の複式については、12人以下で複式学級を編制するなど、国の学級編制の標準を緩和し、複式学級の解消に努めております。 今後については、県単独措置だけでは限界があることから、国に対して複式学級編制基準の改善を要望して参ります。</p> <p>②教諭等については、県の配当基準に基づき配置しており、養護教諭及び事務職員については義務標準法、司書教諭については学校図書館法に基づきそれぞれ配置しております。 今後引き続き、国の動向を注視しながら、改善を求めて参ります。</p> <p>③複式学級の解消については、県独自の措置として国を下回る基準により改善を図っております。これまでも、県としては、複式解消に取り組んで参りましたが、県単独措置だけでは限界があることから、引き続き、国に対し基準の引き下げ等を要望して参ります。</p>	◎	<p>小規模校の複式学級の解消は、教育水準の維持、向上のため必要不可欠だといえます。学級基準の引き下げや加配措置など県独自の取組の強化を要望します。</p>
	<p>(16) 【小規模中学校非常勤講師配置事業の推進拡大について】</p> <p>山間へき地の小規模校において、講師確保が容易にできるよう、待遇改善を要望します。</p>	<p>会計年度任用職員等の給与水準や勤務条件等につきましては、昨年度までの検討経緯を踏まえつつ、調査・研究して参ります。</p>	○	
	<p>(17) 【市町村費負担の教職員に対する県費助成について】</p> <p>市町村半費雇用の教員、事務職員、学校司書、英語指導助手、学校栄養職員、支援員等に対する県費助成を要望します。 また、研究と修養のため、県教育委員会の研修へ参加できる機会の支援を併せて要望します。</p>	<p>県費負担教職員以外の教職員への研修については、人材育成という観点からも必要なことは考えますが、現在のところ、そのような研修の予算措置をすることが厳しい状況です。</p>	◎	<p>現在、市町村では、講師、図書館司書、英語指導助手、栄養士、ICT支援員等を配置し、質の高い教育を実現するため努力しています。しかし、様々な対策を講じるための負担は拡大している現状があります。それらに対応するための県費助成を要望します。</p>
	<p>(18) 【学校司書の全校配置について】</p> <p>学校司書の全校配置を要望します。</p>	<p>学校司書の配置については、引き続き全国都道府県教育委員会連合会を通じて国に要望して参ります。</p>	○	
	<p>(19) 【専科教員の加配について】</p> <p>国は小学校高学年における教科担任制の強化のため、当初の予定を前倒して定数改善しています。今後増員される専科教員加配については、地教委や学校の実情を踏まえた配置を要望します。</p>	<p>県では、学校長から提出された小学校専科教員加配(教科担任制を含む)に係る専科教員の活用計画を参考にさせていただきながら加配について検討させていただいていますが、引き続き地教委や学校の実情に応じた配置に努めます。</p>	○	

<分類> ◎→最重要事項 ○→重要事項 △→特に必要なし ×→削除してもよい

タイトル	2026(R8)年度要望(R9施策・予算)	R7回答	分類	分類の事由・説明等 (最重要事項、特に必要なし、削除してもよいを選択した場合は必ず記入してください。)
1 教職員の定数・人事管理について	<p>(20) 【理科の専科教員の確保について】</p> <p>理科の授業は、実験器具を用いた授業を展開することから、事故防止のため入念に準備し安全確保に努める必要があります。実験観察用の資材、方法、機器などが高度化しているため、専門的な指導が行える理科の専科教員の確保及び増員配置を要望します。</p> <p>(21) 【事務職員の複数配置と欠員解消について】</p> <p>共同学校事務室拠点校に事務職員が加配され、事務の円滑化等成果を上げています。拠点校への加配の継続と複数配置の学校の拡充を要望します。また、欠員の生じた学校には、遅延なく代替事務職員を配備することを願いますとともに、令和7年度末の人事異動については、課題を正確に把握した上で、見直しをもった作業を行い、事務職員の確保と配置を万全なものとするよう要望します。</p> <p>(22) 【人事評価制度の評価者の変更について】</p> <p>教職員人事評価制度では、市町村教育委員会教育長が二次評価者として最終の評価を行うとされていますが、昇給等の人事管理の基礎として活用される極めて重要な評価であるため、所管小中学校教職員全体の勤務状況を把握している教育事務所や担当管理主事自らが評価を実施するよう制度の改正を要望します。</p> <p>(23) 【年度末人事異動の最終話し合いについて】</p> <p>転出・転入の情報についてデータ化もしくは書面化しての配付を要望します。また、対面での最終話し合い等を設定する場合は、市町村の議会日程と重複を避けるよう日程調整を行っていただくとともに、文書の扱いについて柔軟な対応をしていただけるよう要望します。</p>	<p>小学校専科指導のための加配の教科担任制推進分については、対象教科を理科を含め外国語、算数、体育とし、中学校・高校の免許保持者等を資格条件としています。理科の専科教員の確保については、引き続き、調査・研究して参ります。</p> <p>事務職員の拠点校の複数配置については、現状加配を継続できるようにしながら、今後とも増員を国に対し要望して参ります。また、欠員が生じた場合の人材確保や見直しを持った事務職員の採用や配置に努めます。</p> <p>平成28年度から教職員人事評価制度が本格実施されておりますが、今後も適切な人事評価の運用に向けて、所管小中学校教職員全体の勤務状況を把握している教育事務所が教委との連絡・調整を密にし、さらに地区担当管理主事が評価結果の点検・確認を行うことにより、より適正な人事評価を行い、職員の資質向上、学校組織の活性化に資する人事評価制度となるよう努めて参ります。</p> <p>転出・転入の情報のデータ化もしくは書面化での配付については情報管理の観点から、今後、慎重に検討して参ります。また、市町村教育委員会との話し合いについては、市町村議会の日程を考慮するよう努めます。</p>	◎	理科の授業は、実験器具の準備や予備実験等、事前準備の負担がかなり大きいです。教員の働き方改革の面からも、理科の専科教員の増員は急務だと考えます。
2 特別支援教育の充実について	<p>(1) 通常学級に在籍しながらも発達障害等がある児童生徒が増加しており、インクルーシブ教育の推進に伴い、障害や課題を持つ児童生徒への対応が一層学校現場に求められます。多様化・複雑化するニーズにきめ細かに対応するため、次の事項を要望します。</p> <p>① 教員の更なる加配措置を実施すること。 ② 市町村費で任用する支援員に対し県独自の財政的な補助をすること。 ③ 県独自で7人へ引き下げている特別支援学級の編制基準について更なる引き下げをすること。 ④ 特別支援教諭免許所持者の更なる充実、及び普通免許所持者が特別支援教諭免許状の取得を希望する際に、取得しやすい様配慮すること。 ⑤ 障害のある児童生徒の就学先決定にあたり、市町村は検査と知見による関係書類を作成し県に提出するが、当該検査の検査員は極めて不足しているため、県総合教育センター(相談支援センター)において検査人員増等による相談体制の充実を図ること。</p>	<p>①特別支援学級への教員の増員配置については、引き続き全国都道府県教育長協議会等を通じ、国に要望して参ります。</p> <p>② 特別支援教育支援員の配置に係る地方公共団体の財政負担軽減について、全国都道府県教育長協議会等を通じ、国に要望して参ります。また、特別支援教育支援員については、平成19年度から市町村分として交付税で措置されているところです。財政措置の更なる拡充についても、引き続き全国都道府県教育長協議会等を通じ、国に要望して参ります。</p> <p>③一人ひとりの障害の特性や発達段階の違いに対応したきめ細かな教育を行うため、特別支援学級を編制する一学級の児童生徒数を本県独自に8人から7人へ引き下げを行い、公立小中学校における特別支援学級の指導体制を強化しております。引き続き、児童生徒一人ひとりの多様なニーズを踏まえた指導を行う環境を整えらるよう、特別支援学級の人的措置等の充実について、国への働きかけを行って参ります。</p> <p>④ 特別支援学級担任の特別支援学校教諭免許状取得については、県教育委員会が実施している免許法単位認定講習への受講を呼びかけ、免許状取得を促進しておりますが、引き続きこの取組を強化して参ります。また、特別支援教諭免許状の取得を希望する際の配慮として長期休業中に認定講習を計画するなど取得しやすい実施期間を設定しているところです。なお、既に特別支援学校教諭免許状を保有していて、通常の学級等の担任等をしている教員もいることから、免許保有者を特別支援学級担任へ積極</p>	○	

令和9年度県教育施策及び予算に関する要望書（Ⅱ 県教育委員会に対する要望事項）

教育委員会名【 笛吹市教育委員会 】

<分類> ◎→最重要事項 ○→重要事項 △→特に必要なし ×→削除してもよい

タイトル	2026(R8)年度要望(R9施策・予算)	R7回答	分類	分類の事由・説明等 (最重要事項、特に必要なし、削除してもよいを選択した場合は必ず記入してください。)
2 特別支援教育の充実について		<p>的に充てる等の取組について、管下の小中学校をご指導いただきますようお願いいたします。</p> <p>⑤ 特別支援学校への就学を希望する児童生徒の所見発行に係る検査は、県総合教育センター(相談支援センター)において体制を整えています。</p> <p>一方、特別支援学級へ入級を希望する児童生徒に係る検査については、平成25年の「学校教育法施行令の一部改正について(通知)」により、市町村教育委員会が就学先を決定することが適当とされたことから、できる限り小中学校の設置者である市町村において、検査体制の整備をお願いしているところです。</p> <p>今後も検査体制を整えるとともに、市町村と連携して取り組んで参ります。</p>		
3 学校給食の充実について	<p>(1) 【食物アレルギーをもつ児童生徒の対応について】</p> <p>食物アレルギーに対応した県独自の栄養教職員配置基準を設け、除去食等の提供に必要な人的配置を要望します。</p> <p>また、調理員が別室で個別に調理を行う経費に対して県の財政支援を要望します。</p> <p>加えて、食物アレルギー対策のための弁当持参者への補助事業等創設や、市町村の取り組みに対する財政支援を要望します。</p> <p>(2) 【学校給食の無償化について】</p> <p>現在、学校給食費の無償化は自治体主導で実施され、各自治体の決断や財政状況によって地域格差が生じることや、昨今の物価高騰(食料費・人件費・光熱水費など)により無償化事業の継続も危惧されます。</p> <p>公教育の無償化の観点から給食費負担の地域格差が生じないよう、国に対し、国の責任と財源により学校給食費を無償化することを要望するとともに、国に先駆け県の支援を要望します。</p>	<p>令和7年12月に閣議決定された「学校給食費の抜本的な負担軽減」により、令和8年度から、公立小学校等の学校給食費について、国と都道府県が折半で補助する仕組みが導入されます。この仕組みにより、非喫食児童への対応についても保護者負担の軽減が可能となることが示されています。中学校における対応については、引き続き国の動向を注視して参ります。</p> <p>令和7年12月に閣議決定された「学校給食費の抜本的な負担軽減」により、令和8年度から、公立小学校等の学校給食費について、国と都道府県が折半で補助する仕組みが導入され、保護者負担の大幅な軽減が図られることとなっています。また、補助額については、国が今後の物価動向等を踏まえ、適切な額を設定するとしています。中学校における負担軽減については、引き続き国の動向を注視して参ります。</p>	○	
4 不登校児童生徒の対応について	<p>(1) 増加する不登校児童生徒に対応するため、国の「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)」を基に市町村で体制を整備するにあたり、次の事項を要望します。</p> <p>① 市町村教育支援センターに対する施設の設置や維持管理、指導員・相談員などの人材の確保や配置、増員などへの財政支援。</p> <p>② 市町村教育支援センターへの県費負担正規職員等の人的な配置。</p> <p>③ 「学びの多様化学校」の県主体での設置の検討。</p> <p>④ 令和7年4月1日に施行された「フリースクール利用支援事業費補助金交付要綱」に基づく補助事業について、県下でフリースクールに対する認識が異なる場合にその補助事業等の平等な運用に支障をきたすことから、県による補助対象とするフリースクールの基準の提示。</p>	<p>①令和4年4月に新たに設置した相談支援センターを中心に、市町村教育支援センターに対し、中核的・広域的な支援を行って参ります。今後も引き続き、市町村との連携を強化し、不登校児童生徒の学習の補充や社会的自立を促すことのできる支援体制の強化に努めて参りたいと考えております。</p> <p>②県では、令和4年4月1日に設置した相談支援センターに、チーフスクールカウンセラーを配置し、市町村教育支援センターの指導員への指導助言や利用する児童生徒への教育相談等を進める等の取組を行っており、引き続き、市町村を支援して参ります。</p> <p>③学びの多様化学校については、現在、県が設置する方向で検討を進めているところです。</p> <p>④本事業につきましては、フリースクールへの補助ではなく、利用者への補助を行うもので、対象児童生徒が「指導要録上の出席扱い」となっていることが要件となっております。令和8年6月に策定したガイドラインでは、国の通知に添い、「校長が設置者である教育委員会と十分な連携をとって判断するものとする。」としています。引き続き、ガイドラインを参考に、適切にご判断いただきますようお願いいたします。</p>	◎	<p>学校給食費の抜本的な負担軽減により保護者負担の軽減が図られることとなったが、補助金交付や実績報告にあたり、市町村職員の仕事量が増大になったことから、仕事量が増えないような方策を要望する。</p> <p>また、中学校においても、負担軽減が図られるような財政支援を要望する。</p> <p>不登校児童生徒数は年々増加しています。施設の設置や維持管理、指導員・相談員などの人材の確保や配置、増員などへの財政的支援を要望します。</p>

令和9年度県教育施策及び予算に関する要望書（Ⅱ 県教育委員会に対する要望事項）

教育委員会名【 笛吹市教育委員会 】

<分類> ◎→最重要事項 ○→重要事項 △→特に必要なし ×→削除してもよい

タイトル	2026(R8)年度要望(R9施策・予算)	R7回答	分類	分類の事由・説明等 (最重要事項、特に必要なし、削除してもよいを選択した場合は必ず記入してください。)
5 教員の働き方改革について	(1) 【統合型校務支援システムについて】 教職員の業務の効率化のため、多くの市町村で統合型校務支援システムを利用していますが、次期統合型校務支援システムについては、機能面における詳細説明がないまま、現行型の費用負担割合を大きく上回る金額提示と負担割合が提示されました。全ての市町村の導入を促進するため、次の事項を要望します。 次期システム導入における負担割合が県約3:市町村約7とされましたが、同時に国の補助金を活用できる見込みであり、できる限り市町村負担を軽減するとの説明があったと記憶しています。この説明どおり、負担割合の変更により増額した市町村の負担軽減されるよう、国の補助金獲得や市町村への財政的な支援を求めます。 また、市町村において予算確保の必要性が生じるので、具体的な金額や、県の方針について、早くの情報提供を求めます。	県域で校務支援システムを導入することにより、教職員の働き方が改善され、子供の豊かな学びにつながることを目標とし、市町村及び事務組合を対象とした説明会を実施するとともに意見交換を行ってまいりました。 令和6年12月に県が示す費用負担割合での次期システム利用意向確認、令和7年1月に市町村総合事務組合による次期システム共同調達参加意向において、いずれも全市町村から「参加」の回答を得ており、この結果を踏まえ、令和7年1月の電子化運営協議会において、県が示す費用負担割合で全市町村が参加して次期システムの共同調達を実施することが可決されております。 現在、補助金(文科省)については内定を受けております。	◎	今回の新校務支援システム導入に当たっては、事前の情報共有の不足から運用スタートでの数々の不備等、様々な面で課題が山積でした。出された課題をしっかりと分析し、今後のスムーズな運営に向けての早急な対応を強く要望します。
	(2) 【統合型校務支援システムについて】 県が掲げるクラウド化の方針を実現するために、市町村が追加機器の調達やセキュリティ対策をするための費用への財政支援を要望します。	国では、学校における働き方改革や学習系・校務系データの連係、大規模災害発生時のレジリエンス確保を実現する、クラウド環境・アクセス型制御型のセキュリティ対策を前提とした次世代校務DX環境の整備を進めています。 導入に当たっては、国の補助事業の活用についても周知を図っております。	○	
	(3) 【働き方改革推進委員会の活動推進について】 働き方改革推進委員会のさらなる活動の推進を図り、教職員の負担軽減に努めていただくよう要望します。	新たに策定した「山梨県公立学校働き方改革取組方針」(令和7年度～11年度)に基づき、教員の働き方改革をさらに推進して参ります。また、働き方改革推進委員会において、数値目標や取組内容の進捗管理やフォローアップについて検討し、その内容について各市町村教育委員会に情報提供するなど、学校における働き方改革の推進に引き続き努めて参ります。 また、部活動の負担軽減のため、引き続き部活動指導員任用事業などについて、適切な情報提供に努めて参ります。	○	
	(4) 【WEB会議の活用について】 移動時間の短縮やペーパーレスの観点から業務効率化に有効であるため、WEB会議の活用を要望します。	働き方改革を踏まえ、会議の内容等を勘案し、WEB会議の活用を進めております。参集が効果的と思われる研修等についても、オンライン参加が可能となるよう併用での実施も検討して参ります。	○	
	(5) 【調査書類・事務文書等の送付先・返送先の統一について】 県と市町村及び学校の間での文書の送受信は、統一して統合型校務支援システムを使用していただくよう要望します。 特に、様式等を伴うものは校務支援での送付を徹底していただき、また、防災ポスターなど県庁別部署等からの文書(調査)に紙ベースのものがあることから、校務支援システムの使用を要望します。	小中学校への連絡(文書送付等)頻度が高い担当部署については、職員に校務支援システムの個人アカウントを付与し、グループウェアを使用して連絡することを原則として、運用しております。また、県庁別部署から紙ベースのものがあることについては、今後も文書半減プロジェクトの周知を県庁内に図り、校務支援システムの使用が進むよう取り組んで参ります。	○	

<分類> ◎→最重要事項 ○→重要事項 △→特に必要なし ×→削除してもよい

タイトル	2026(R8)年度要望(R9施策・予算)	R7回答	分類	分類の事由・説明等 (最重要事項、特に必要なし、削除してもよいを選択した場合は必ず記入してください。)
6 ICT教育の整備支援について	<p>(1) GIGAスクール構想の確実な推進のため、次の事項について要望します。</p> <p>① 機器の入替時に、各自治体や保護者が用意する場合の県費負担の検討及び新たな補助制度の創設。</p> <p>② 端末や校内ネットワークの維持更新、セキュリティ及び通信に係る経費について、県による持続的な財政支援。 また、学級数の変動に伴う大型提示装置、充電保管庫、教師用タブレット端末、校内通信ネットワーク等ICT教育環境構築のための追加整備費用等の財政措置。</p> <p>③ 児童生徒が通信環境に左右されず家庭でのオンライン学習に取り組めるよう、回線使用料等の通信費への財政支援。</p> <p>④ ICT環境整備等の知見を有するGIGAスクールサポーターの配置。</p> <p>⑤ 教員のニーズを的確にとらえた研修の機会の確保。</p> <p>⑥ デジタル教科書について、供与される教科数に限りがある場合は、各市町村が希望する教科を使用できるようにすること。</p>	<p>①全国都道府県教育長協議会や全国知事会を通じて、学習者用端末の1人1台体制の維持に必要な財政措置を講じるよう要望しております。 県では、引き続き、全ての市町村における円滑なICT教育環境整備を支援するために、国の動向を速やかに情報提供するとともに、整備に関する問合せへの対応など、必要な対応を実施して参ります。</p> <p>②全国都道府県教育長協議会や全国知事会を通じて、大型提示装置等の周辺機器整備や今後の通信量の増加も見越した機器・設備の更新やネットワーク増強、指導者用端末の整備などに必要な財政措置を講じるよう要望しております。 県では、引き続き、全ての市町村における円滑なICT教育環境整備を支援するために、国の動向を速やかに情報提供するとともに、整備に関する問合せへの対応など、必要な対応を実施して参ります。</p> <p>③全国都道府県教育長協議会などを通じて、家庭における通信費の負担軽減について財政措置を講じるよう要望しております。 県では、引き続き、全ての市町村における円滑なICT教育環境整備を支援するために、国の動向を速やかに情報提供するとともに、整備に関する問合せへの対応など、必要な対応を実施して参ります。</p> <p>④全国都道府県教育委員会連合会や全国知事会を通じて、ICT機器に関する支援を行う情報通信技術支援員（ICT支援員）の確保について要望を行い、新たに「学校のICT環境整備3か年計画（2025～2027年度）」が策定され、令和9年度まで地方財政措置が講じられることとなりました。 県では、引き続き、全ての市町村における円滑なICT教育環境整備を支援するために、国の動向を速やかに情報提供するとともに、整備に関する問合せへの対応など、必要な対応を実施して参ります。</p> <p>⑤県としては、教育現場における1人1台端末の効果的な活用に資するため、深い学びの実現に向けたICT活用推進事業や情報社会に生きる読解力・記述力育成事業において、具体的な授業の実践研究や電子副教材の作成を行い、成果を県下に発信したり、総合教育センターのICT活用に関わる研修の充実、学校訪問における1人1台端末の効果的な活用についての情報提供、指導助言を行っています。 また、やまなしICT教育推進連絡会議を立ち上げ、1人1台端末などのICT環境の活用や、教員の指導力向上等の諸課題に対する考え方や対応策を各自治体間、学校間で共有し、県と自治体との連携を深めながら、ICT教育の推進を図っています。 さらに、文部科学省のGIGA StuDx推進チームとの連携も図るなど様々な機会を通じて教育活動において参考となる事例を発信し、教員の研修の機会を一層充実するよう取り組んで参ります。</p> <p>⑥令和6年度から国費事業として、小学5年生～中学3年生を対象に、全ての小中学校で「英語」、また、約半数の小中学校に「算数・数学」のデジタル教科書が導入されています。 文部科学省は、デジタル教科書の全国的な活用状況や効果的な活用方法に関する調査研究を実施することとしています。 今後も、国の動向を注視しつつ、実態に沿った教科等の提供が実現してもらえよう、引き続き要望して参ります。</p>	○	
7 いじめ問題に関する支援について	<p>(1) いじめ問題への対応として、いじめ防止対策推進法に規定する第三者委員会の設置と運営にかかる費用への財政支援及び、ガイドライン等で規定する第三者委員会委員（専門職種委員）の確保に対する支援について要望します。</p>	<p>第三者委員会の設置・運営に係る財政的負担については、引き続き国へ働きかけて参ります。 委員の確保に対する県の支援については、他県の状況等を調査し、研究して参ります。</p>	○	

令和9年度県教育施策及び予算に関する要望書（Ⅱ 県教育委員会に対する要望事項）

教育委員会【 笛吹市教育委員会 】

<分類> ◎→最重要事項 ○→重要事項 △→特に必要なし ×→削除してもよい

タイトル	2026(R8)年度要望(R9施策・予算)	R7回答	分類	分類の事由・説明等 (最重要事項、特に必要なし、削除してもよいを選択した場合は必ず記入してください。)
8 学力向上フォローアップ事業の創設について	(1) 学力向上及び学力の定着が不十分である児童生徒を対象とした補習支援等に各市町村が取り組んでいます。県全体として成果が発揮できるよう、山梨県版学力向上フォローアップ事業を創設し、市町村の行う指導員配置経費や必要事業費の助成をしていただくよう要望します。	県では、放課後や長期休業中を活用し、退職教員や教職志望学生らを講師とした補習等を中心とした学力向上フォローアップ事業を、平成26年度から平成29年度までの3年間国補助事業として実施しました。平成30年度から令和7年度については、市町村(組合)において、全体指導や個別指導の補助、宿題や学習プリントへの採点や評価コメントの記入等を行うスタッフを活用する場合に、その事業費の一部を国・県で補助する「学力向上支援スタッフ配置事業」を実施しています。児童生徒の学力向上のため、令和8年度の「学力向上支援スタッフ配置事業」の実施について検討するとともに、国の動向を注視しつつ、適切な予算の確保に努めて参ります。	○	
9 学力向上支援スタッフ及びスクールサポートスタッフ配置事業費補助金について	(1) 国庫補助金の内示額は、年々市町村の申請額を大きく下回り、支援スタッフ等の配置が非常に厳しくなっています。国からの十分な補助がないことにより、市町村負担が大きく増えています。国からの補助が不足する部分については、県により、要綱、要領の改正を含め減額分が補填されるような対応を要望します。また、今後とも事業を継続していただくとともに、市町村の当初予算要望に組み込めるような迅速な対応と丁寧な説明を要望します。	2事業については、児童生徒の学力の向上や教員の働き方改革といった教育課題の改善を図る上で、ニーズの高い事業であると承知しています。県では事業実施に当たり国庫補助金を活用していることから、国補に応じた県費の執行が原則となっており、国補内示割れ分への県費の充当は困難な状況にあります。また、県では、国の概算要求や予算案の内容を速やかに市町村の担当者に情報提供しているところです。なお、今後国から内示があった際は、速やかに市町村に連絡し、市町村において事業に取り組んでいただけるよう説明して参ります。このことに関する国の動向を注視するとともに、引き続き国に対して予算の増額を要望して参ります。	◎	国庫補助金の予定額や予算上の制約により補助金の内示額が、市町村の事業申請を大きく下回り、内示された補助金では、現状維持も困難な状況です。国の要綱どおり市町村に負担を求めない県の財政支援をしていただき、国補が減額された場合であっても、安定してスタッフを配置できるような制度の創設について要望します。
10 教育職員免許法の改正に伴う負担の軽減について	(1) 教員免許更新制廃止により、新たに教員研修の記録を取ることで、その研修履歴に基づいて校長等は教員に指導助言することが義務化されましたが、教職員の多忙化につながらないよう配慮を要望します。	教育職員免許法の改正が令和4年7月1日に施行されたことを受け、公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関わる指針の改正が行われ、新たな教師の学びを実現するための研修制度が構築されました。県においても国の示す研修機会及び研修体制等に注視し教員に過度な負担が生じないように配慮しながら校長及び教職員の資質の向上を図って参ります。	○	
11 準要保護者に対する就学援助制度について	(1) 準要保護児童生徒の就学援助は自治体により援助の内容も異なり自治体間の格差が生じております。準要保護世帯に対する県の財政支援を要望します。	経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者への援助については、学校教育法の規定により市町村において適切に実施されなければならないとされておりますが、市町村における就学援助が一層充実するよう、今後も、全国都道府県教育長協議会を通じて国に要望して参ります。	○	
12 公立学校施設の整備について	(1) 県の少人数教育推進事業により増えた学級では、大型テレビや教師用の机・椅子等の備品購入や、教室を増設するための改修工事が必要です。山梨県独自の学級編成基準で増加した学級の教室環境の整備費用については、全額県の負担としていただくよう要望します。また、増設する改修工事についての財政支援を要望します。	県では、公立小学校への25人学級導入に伴い、市町村が実施する少人数教育の推進に資する教室の増築又は改修事業及びこれらと一体的に整備される備品・設備の購入費等に対し、令和7年度から市町村振興資金(少人数教育推進支援資金)の貸付け及び元利補給金の交付による財政支援を行っています。また、少人数教育の推進に伴う施設整備に係る国庫補助の充実が図られるよう、現行制度の弾力化、財政支援制度の拡充について、引き続き国に要望して参ります。なお、少人数指導に対応させるために行う内部改修工事につきましては、現行の学校施設環境改善交付金制度においても実施が可能となっております。	○	

<分類> ◎→最重要事項 ○→重要事項 △→特に必要なし ×→削除してもよい

タイトル	2026(R8)年度要望(R9施策・予算)	R7回答	分類	分類の事由・説明等 (最重要事項、特に必要なし、削除してもよいを選択した場合は必ず記入してください。)
13 中学校部活動について	<p>(1) 【部活動を担当する教員の負担軽減について】</p> <p>体育系部活動の大会参加は、学校体育の目指す教育内大会のみの参加にするなど、県独自の部活動への対応方針や大会参加要件等の緩和などについて、中体連と協議して進めていただくよう要望します。 また、部活動指導員任用事業における財政支援の拡充を要望します。</p> <p>(2) 【部活動の地域展開について】</p> <p>県には、地域単位での情報共有や意見交換、諸検討会議へも積極的に参加していただき、地域の実情や実態を的確に把握されるとともに、県が主体となって進めていただくよう、次の事項を要望します。</p> <p>① 人件費等に対して、補助金増額や拡充等の県の予算措置、県主導での基金創設。 ② 距離的・経済的格差に関係なく、部活動への参加を希望する生徒の誰もがアクセスできる状況を作るため、地域クラブ活動制度を運営等していくための活動補助金、地域部活動の運営補助金制度の創設。 ③ 生徒や保護者が広域的な地域クラブ活動等を容易に把握し、自らに適した活動を選択できるよう、県による地域活動の習い事のプラットフォームの作成。 ④ 地域展開にかかる生徒の心的フォローや生徒に対する地域クラブ活動指導者の関わり方に係る指導等、生徒に寄り添った活動のための支援の実施。</p>	<p>令和5年12月に策定した「やまなし学校部活動及び地域クラブ活動のあり方に関する総合的なガイドライン」では、原則として部活動指導員の単独引率、外部指導者等が生徒の安全を確保に留意しつつできるだけ教師が引率しない体制を整えることを中体連を含む、大会主催者に対して、大会等の規定に整備することとしております。 また、部活動指導員任用事業について市町村と連携し、拡大に努めて参ります。</p> <p>①②令和7年7月及び11月の全国都道府県教育長協議会を通じて、地域のスポーツ活動・文化芸術活動の指導者配置に必要な人材の育成・確保、地域クラブ等の管理運営等に向けた都道府県や市町村の取組に対し、十分な財政措置を講じるよう要望しております。 また、国の令和8年度予算案においては、一部の経費について補助が示されております。 なお、令和8年度についても国の補助金を活用した部活動の地域展開・地域クラブ活動推進事業を行うこととしております。</p> <p>③地域移行への理解促進のための周知活動を市町村に働きかけ、保護者説明会等の開催を促します。 また、県では、各市町村から提出された報告書をもとに、地域クラブ活動等の情報を生徒や保護者が確認できるよう、市町村ごとの取組を閲覧できる専用ホームページへの掲載を検討しています。</p> <p>④県では、指導者の「量の確保」と「質の向上・保証」の両面からの支援として、現在、指導者研修システムの導入について検討を進めております。 今後も、生徒に寄り添った活動の実現に向けて、現場の状況を踏まえながら、必要な支援の在り方について、引き続き検討して参ります。</p>	○	
14 児童生徒の安全確保について	<p>(1) 児童生徒の安心安全確保のため、スクールガード・リーダーの設置を継続するとともに、さらなる強化発展を要望します。</p>	<p>通学路等の安全を確保するため、現在、各市町村の意向を踏まえ、スクールガード・リーダーの配置に係る経費を支援しております。 また、学校や通学路における事故・事件への対策などについて情報を共有する場として、「スクールガード・リーダー育成講習会」を開催し、スクールガード・リーダーのみならず、市町村担当者等への参加を促しております。 今後も、児童生徒の安全確保に向けて、市町村と連携しながら、スクールガード・リーダーの活動がより効果的に行われるよう支援して参ります。</p>	○	
15 将来的な義務教育学校の導入検討について	<p>(1) 山梨県では基本的に採用時の免許科目で人事異動を行っており、小中学校間の行き来や、義務教育学校において小学校・中学校両方を担当することなどを想定した仕組みになっていないため、義務教育学校の導入には人事面での課題があります。 小中一貫教育推進のため、将来的な義務教育学校の設置に伴う上記課題について検討するよう要望します。</p>	<p>小中両校種の免許をもっている者は数も限られており、教員数不足の現状においては、確実な任用を実施するためにも、異なる校種での交流を見越しての採用計画の実施は厳しい状況にあります。 そのため、義務教育学校で想定される小中学校を行き来できる人事上の運用は、原則として実施していません。 小中連携促進を図ることは重要であり、今後その促進に向けた仕組みについて調査・研究して参ります。</p>	○	<p>地域クラブ活動への移行に伴い、これまでの学校部活動では保護者の費用負担とならなかった指導者への謝金、旅費、消耗品、備品といった運営経費を賄うために、受益者負担の観点から、新たに保護者負担の増大が懸念される。地域クラブ活動には、これまで部活動が担ってきたスポーツや文化芸術の振興及び教育的意義を継承する役割が求められている。しかし現在、国、県が設けている地域クラブ活動の支援の仕組みでは、これらの活動を支える支援体制や財政支援は十分に整備されているとは言えず、持続可能な活動機会を確保するためには、一層の充実した支援が必要である。</p>

議案第8号（6月）

笛吹市いじめ問題専門委員会の委員について

学校教育課

令和8年度 笛吹市いじめ問題専門委員会委員(候補者)

任期 令和8年4月1日～令和9年3月31日

番号	委員区分	氏名	備考(所属)
1	学識経験	田中 健史郎	山梨大学教育学部(准教授)
2	心理	橋本 和仁	臨床心理士会
3	福祉	渡辺 実子	社会福祉士会(会長)
4	学校関係	渡辺 政子	校長会長(石和東小学校長)
5	学校関係	佐藤 愛子	教頭会長(一宮北小学校教頭)

笛吹市条例第 12 号

笛吹市いじめ問題等連絡協議会等設置条例

目次

第 1 章 総則(第 1 条)

第 2 章 笛吹市いじめ問題等連絡協議会(第 2 条—第 9 条)

第 3 章 笛吹市いじめ問題専門委員会(第 10 条—第 19 条)

第 4 章 笛吹市いじめ問題調査委員会(第 20 条—第 24 条)

第 5 章 雑則(第 25 条)

附則

第 1 章 総則

第 1 条 この条例は、いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。)

第 14 条第 1 項及び第 3 項並びに第 30 条第 2 項に規定する組織の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 笛吹市いじめ問題等連絡協議会

(設置)

第 2 条 法第 14 条第 1 項に規定するいじめ問題対策連絡協議会として、笛吹市いじめ問題等連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 3 条 連絡協議会は、笛吹市いじめ防止基本方針に定めるいじめ防止等に関する機関及び団体の連携の推進に関し、必要な事項を協議する。

(組織)

第 4 条 連絡協議会の委員(以下この章において「委員」という。)は、20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる機関に所属する者その他笛吹市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 市立小中学校

(2) 市 PTA 連合会

(3) 関係行政機関

(4) 教育委員会事務局

(任期)

第 5 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 6 条 連絡協議会に、会長及び副会長それぞれ 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、連絡協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 連絡協議会の会議(以下この章において「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、教育長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第8条 連絡協議会は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 連絡協議会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

第3章 笛吹市いじめ問題専門委員会

(設置)

第10条 法第14条第3項の規定に基づき、笛吹市いじめ問題専門委員会(以下「専門委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第11条 専門委員会は、笛吹市いじめ防止基本方針に定めるいじめ防止等のための対策及びその他教育委員会が必要と認める事項について、調査審議する。

2 専門委員会は、法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係を調査する。

(組織)

第12条 専門委員会の委員(以下「この章において「委員」という。）」は、10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 弁護士

(2) 精神科医

(3) 学識経験者

(4) 心理や福祉の専門家等の知識及び経験を有する者

(5) その他教育委員会が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第13条 専門委員会に委員長及び副委員長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、

その職務を代理する。

(臨時委員)

第 14 条 教育委員会は、専門委員会に特別の事項を審議調査させるため、必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、教育委員会が委嘱する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(会議の非公開)

第 15 条 会議は、原則として公開しない。

(調査の公正)

第 16 条 専門委員会は、委員の申し出に基づき、当該委員が調査を行う事案について特別の利害関係を有すると判断する場合は、当該委員が審議及び議決に加わらない決定をすることができる。

(権限等)

第 17 条 委員長は、専門委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聞き、又は関係者に必要な資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第 18 条 委員、臨時委員及び前条の規定により専門委員会に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(準用)

第 19 条 第 5 条、第 7 条及び第 9 条の規定は、専門委員会について準用する。この場合において、第 7 条第 1 項及び第 9 条中「連絡協議会」とあるのは「専門委員会」と、第 7 条第 1 項中「会長」とあるのは「委員長」と、「副会長」とあるのは「副委員長」と読み替えるものとする。

第 4 章 笛吹市いじめ問題調査委員会

(設置)

第 20 条 法第 30 条第 2 項の規定に基づき、笛吹市いじめ問題調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 21 条 調査委員会は、市長の諮問に応じて、法第 28 条第 1 項の規定する調査の結果について調査審議し、市長に答申する。

(組織)

第 22 条 調査委員会は、委員 5 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 弁護士

(2) 精神科医

(3) 学識経験者

(4) 心理や福祉の専門家等の知識及び経験を有する者

(5) その他市長が必要と認める者

(庶務)

第 23 条 調査委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(準用)

第 24 条 第 5 条、第 7 条、第 13 条及び第 15 条から第 18 条までの規定は、調査委員会について準用する。この場合において、第 7 条第 1 項中「連絡協議会」とあり、並びに第 13 条第 1 項及び第 2 項、第 16 条並びに第 17 条中「専門委員会」とあるのは「調査委員会」と、第 7 条第 1 項中「教育長」とあり、及び第 12 条第 2 項中「教育委員会」とあるのは「市長」と、第 18 条中「委員、臨時委員及び前条の規定により専門委員会に出席した者」とあるのは「委員」と読み替えるものとする。

第 5 章 雑則

(委任)

第 25 条 この条例に定めるもののほか、第 2 章及び第 3 章の規定の施行に関し必要な事項は教育委員会が、前章の規定の施行に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第9号（6月）

笛吹市社会教育委員兼公民館運営審議会委員の委嘱について

生涯学習課

令和8年度 笛吹市社会教育委員 兼 公民館運営審議委員

(敬称略)

No.	区分	氏名	備考
1	市文化協会	本 岩 孝 之	市文化協会会長
2	市小・中学校長会	渡 辺 政 子	石和東小学校 校長
3	市青少年育成推進協 議会	矢 野 徳 仁	市青少年育成推進協議会会長
4	市内家庭教育団体	渡 邊 真 史	NPO法人学びの広場事務局長
5	ふえふき文化・ スポーツ振興財団	田 中 親 吾	ふえふき文化・スポーツ振興財団事務局長
6	笛吹高校	廣 瀬 志 保	笛吹高等学校 校長
7	学識経験者	坂 野 修 一	
8	学識経験者	内 田 勝 也	
9	石和	加 々 美 恭 子	
10	御坂	金 子 津 多 恵	
11	一宮	中 楯 文 仁	
12	八代	石 倉 絹 子	
13	境川	中 村 久 美 子	
14	春日居	吉 岡 弘 子	
15	芦川	原 百 枝	

【参考資料】社会教育委員に関する条例及び公民館運営審議会委員に関する条例（抜粋）

○笛吹市社会教育委員に関する条例

平成16年10月12日

条例第96号

(略)

(委嘱の基準)

第2条 社会教育委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験のある者

(定数)

第3条 委員の定数は、20人以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(後略)

○笛吹市公民館条例

平成16年10月12日

条例第98号

(略)

(公民館運営審議会)

第6条 法第29条第1項の規定に基づき、笛吹市公民館運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験のある者

3 審議会は、委員20人以内で組織する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(後略)

議案第10号（6月）

笛吹市無形民俗文化財継承支援事業費
補助金交付要綱の制定について

文化財課

例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会文化財課

<p>題名</p>	<p>(令和 8 年笛吹市告示第 号) 笛吹市無形民俗文化財継承支援事業費補助金交付要綱</p>
<p>趣旨 目的</p>	<p>無形民俗文化財を保存し、その継承を図るため、無形民俗文化財の保存事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに伴い、要綱を定めるものとする。</p>
<p>概要</p>	<p>無形民俗文化財とは、国、山梨県、笛吹市のいずれかの指定を受けている無形民俗文化財、山梨県文化財保護審議会無形文化財及び民俗文化財部会による令和 6 年度山梨県民俗芸能現況調査報告書の山梨県市町村別民俗芸能一覧に記載された無形民俗文化財、または笛吹市が相当と認める無形民俗文化財。</p> <p>1 補助金の額 補助対象経費の 2 分の 1 以内とし、250,000 円を限度とする。</p> <p>2 補助対象経費</p> <p>(1) 用具の補修、更新又は新調に要する経費 (2) 記録作成に要する経費 (3) 披露イベント開催に要する経費 (4) 情報発信に要する経費 (5) その他無形民俗文化財の保存又は継承のため教育委員会が必要と認める事業に要する経費</p> <p>なお「山梨県無形民俗文化財継承支援事業費補助金」の期限は、令和 10 年 3 月 31 日である。</p>
<p>経過</p>	<p>山梨県が令和 6～7 年度に実施した民族芸能現況調査において、多くの民俗芸能が存続の危機等にあることが判明した。</p> <p>令和 8 年 3 月 30 日に県から、「山梨県無形民俗文化財継承支援事業費補助金」について、無形民俗文化財の保存事業に要する経費に対し、補助対象経費の 1/2 以内、かつ市町村が補助する金額の範囲内（上限額 25 万円）について予算措置を求める旨の説明があった。</p>
<p>関係 法令</p>	<p>笛吹市補助金等交付規則（平成 16 年 10 月 12 日規則第 47 号） 山梨県無形民俗文化財継承支援事業費補助金交付要綱</p>

予算 措置	6月補正対応 750千円
その 他	

笛吹市告示第 号

笛吹市無形民俗文化財継承支援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

笛吹市長 山下 政 樹

笛吹市無形民俗文化財継承支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、無形民俗文化財を保存し、その継承を図るため、無形民俗文化財の保存事業に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては笛吹市補助金等交付規則(平成16年笛吹市規則第47号。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「無形民俗文化財」とは、国、山梨県、笛吹市のいずれかの指定を受けている無形民俗文化財、山梨県文化財保護審議会無形文化財及び民俗文化財部会による令和6年度山梨県民俗芸能現況調査報告書の山梨県市町村別民俗芸能一覧に記載された無形民俗文化財、又は笛吹市が相当と認める無形民俗文化財をいう。

(交付の対象)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げるものとする。

- (1) 無形民俗文化財の保存に取り組む団体であって、市長が相当と認めるもの
- (2) 無形民俗文化財を披露することを目的としたイベントを開催する個人又は団体。ただし、団体にあつては、次のア又はイのいずれかに該当するもの
 - ア 法人格を有する団体であつて、次のいずれかに該当するもの
 - (ア) 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人

(イ) 営利を目的とする法人(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、企業組合及び協業組合をいう。)

(ウ) 特定非営利活動法人

イ 法人格を有しない団体(権利能力なき社団をいう。)であつて、次の(ア)から(ウ)までの全てについて明記されている定款又は定款に類する規約等を有するもの

(ア) 団体の意思を決定し、及び執行する組織が確立されていること。

(イ) 自ら経理し、監査する等の会計組織を有すること。

(ウ) 団体活動の本拠としての事務所を有すること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは補助金の交付対象としない。

(1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。次号において「法」という。)

(2) 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、25万円を限度とする。なお、他の補助金事業を利用している場合で、補助対象経費が重複した場合減額を行うものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、次に掲げるとおりとする。

(1) 用具の補修、更新又は新調に要する経費とする。ただし、同一用具の再補修に係る経費等については補助対象外とする。

(2) 記録作成に要する経費とする。ただし、同一内容の記録物について既に補助を受けた場合は、記録作成の経費は補助対象外とする。

(3) 披露イベント開催に要する経費とする。ただし、同一場所における既存の披露イベントに係る経費については補助対象外とする。なお、同一内容の披露イベントであっても、対象者が異なる場合は補助対象とする。

(4) 情報発信に要する経費とする。ただし、同一内容のチラシ又

はポスターの作成に係る経費については、2回目以降は対象外とする。なお、対象者の拡大その他幅広く情報発信を行う目的がある場合は、この限りでない。

- (5) その他無形民俗文化財の保存又は継承のため市長が必要と認める事業に要する経費

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別に定める期日までに、無形民俗文化財継承支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 補助事業に係る収支予算書
- (3) 補助事業の内容が分かる書類
- (4) 団体の活動状況が分かる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、消費税法(昭和63年法律第108号)上の課税事業者である場合は、前項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、同法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に2分の1を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについて、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは無形民俗文化財継承支援事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により、不適当と認めるときは無形民俗文化財継承支援事業費補助金不交付決定通知書(様式第3号)によりその理由を付して、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条第2項の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを

審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。

- 3 市長は、前条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(補助金の交付の特例)

第8条 補助金は、概算払の方法により交付することができる。

- 2 申請者は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、無形民俗文化財継承支援事業費補助金概算払請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(申請事項の変更)

第9条 申請者は、補助金の交付決定後に第6条に規定する申請事項に変更が生じたときは、その変更が軽微な場合を除き、無形民俗文化財継承支援事業費補助金変更承認申請書(様式第5号)に必要な書類を添えて、市長に承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、無形民俗文化財継承支援事業費補助金変更承認通知書(様式第6号)により、不適当と認めるときは無形民俗文化財継承支援事業費補助金変更不承認通知書(様式第7号)によりその理由を付して、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の完了の日から起算して1箇月を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、無形民俗文化財継承支援事業費補助金実績報告書(様式第8号)に次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施明細書
- (2) 補助事業に係る収支精算書
- (3) 補助事業の経過又は成果を証する写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 第6条第2項ただし書により申請をした補助事業者は、前項の規定により実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、当該消費税等仕入控除税額を補助金の額から減額して報告しなければならない。

3 第6条第2項ただし書により申請をした補助事業者は、第1項の規定により実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、無形民俗文化財継承支援事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書(様式第9号)により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付が適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、無形民俗文化財継承支援事業費補助金確定通知書(様式第10号)により、補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

(補助金の取消し及び返還)

第12条 市長は、補助事業者が偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は補助金の交付決定に付した条件に違反したときは、当該補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、無形民俗文化財継承支援事業費補助金交付決定取消通知書(様式第11号)により、交付決定を受けた申請者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に交付した補助金があるときは、無形民俗文化財継承支援事業費補助金返還命令書(様式第12号)により、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(書類の保管)

第 13 条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して 5 年間、整備し、保管しておかなければならない。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 10 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日までになされた補助金の交付その他の手続については、同日後もなおその効力を有する。

様式第 1 号(第 6 条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

申請者 所在地
団体名
代表者名
連絡先

無形民俗文化財継承支援事業費補助金交付申請書

次のとおり無形民俗文化財継承支援事業費補助金の交付を受けたいので、笛吹市無形民俗文化財継承支援事業費補助金交付要綱第 6 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 文化財の名称及び指定年月日

2 補助事業の目的及び内容

3 補助事業の経費の配分

主たる事業費	金	円
その他の経費	金	円
計	金	円

4 補助事業の経費の使用方法

5 補助事業の着手及び予定期間

着手	年	月	日
完了	年	月	日

6 交付を受けようとする補助金の額

7 その他参考になるべき事項

8 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 補助事業の内容が分かる書類
- (4) 団体の活動状況が分かる書類
- (5) その他市長が必要と認めるもの

様式第 2 号(第 7 条関係)

第 号
年 月 日

様

笛吹市長

印

無形民俗文化財継承支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった無形民俗文化財継承支援事業費補助金について、笛吹市無形民俗文化財継承支援事業費補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり補助金の交付を決定したので通知します。

1 交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助金の交付決定額	円

2 補助事業の期間は、年 月 日から
年 月 日までとする。

3 交付条件

- (1) この補助金は、交付決定を受けた補助対象事業以外の目的に使用してはならない。
- (2) 補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理するとともに、当該帳簿及び証拠書類を第 11 条第 1 項の規定による補助金の額の確定の日の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。

- (3) 笛吹市無形民俗文化財継承支援事業費補助金交付要綱第 12 条に該当すると認めるときは、補助金等の全部又は一部を返還させること。

様式第 3 号(第 7 条関係)

第 号
年 月 日

様

笛吹市長



無形民俗文化財継承支援事業費補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった無形民俗文化財継承支援事業費補助金について、笛吹市無形民俗文化財継承支援事業費補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり補助金の不交付を決定したので通知します。

不交付の理由

様式第 4 号(第 8 条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

申請者 所在地
団体名
代表者名
連絡先

無形民俗文化財継承支援事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった無形民俗文化財継承支援事業費補助金について、笛吹市無形民俗文化財継承支援事業費補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり概算払の請求をします。

1 事業名

2 概算払請求額 円

3 内訳

補助金交付決定額 ①	既概算 交付額②	差引額 ①-②=③	今回概算 請求額④	備考

4 概算払請求の理由

5 振込先

金融機関名	本・支店名	預金種別	口座番号
フリガナ 口座名義人			

様式第 5 号(第 9 条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

申請者 所在地
団体名
代表者名
連絡先

無形民俗文化財継承支援事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった無形民俗文化財継承支援事業費補助金について、次のとおり変更したいので、笛吹市無形民俗文化財継承支援事業費補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 交付決定額

円

2 変更後の額

円

3 変更の理由

4 変更の内容

5 添付資料

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認めるもの

様式第 6 号(第 9 条関係)

第 号
年 月 日

様

笛吹市長



無形民俗文化財継承支援事業費補助金変更承認通知書

年 月 日付で変更承認申請のあった無形民俗文化財
継承支援事業費補助金について、笛吹市無形民俗文化財継承支援事業
費補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により次のとおり承認したので
通知します。

変更後の補助事業に要する経費

円

変更後の交付決定額

円

様式第 7 号(第 9 条関係)

第 号
年 月 日

様

笛吹市長



無形民俗文化財継承支援事業費補助金変更不承認決定通知書

年 月 日付で申請のあった無形民俗文化財継承支援事業費補助金について、笛吹市無形民俗文化財継承支援事業費補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により、次のとおり変更を不承認としたので通知します。

不承認の理由

様式第 8 号(第 10 条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

申請者 所在地
団体名
代表者名
連絡先

無形民俗文化財継承支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった無形民俗文化財継承支援事業について、笛吹市無形民俗文化財継承支援事業費補助金交付要綱第 10 条の規定により、関係書類を添えて、次のとおり実績を報告します。

1 補助事業の名称

2 補助事業の実施期間

着手 年 月 日

完了 年 月 日

3 補助事業の実施方法

4 補助金の交付決定額とその精算額

交付決定額 円

精算額 円

不用額 円

5 添付資料

(1) 事業実施明細書

(2) 補助事業に係る収支精算書

(3) 補助事業の経過又は成果を証する写真

(4) その他市長が必要と認めるもの

様式第 9 号(第 10 条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

申請者 所在地
団体名
代表者名
連絡先

無形民俗文化財継承支援事業費補助金に係る
消費税等仕入控除税額確定報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった無形
民俗文化財継承支援事業について、消費税等仕入れ控除税額が確定し
ましたので、笛吹市無形民俗文化財継承支援事業費補助金交付要綱第
10 条第 3 項の規定により、次のとおり報告します。

- 1 補助事業の名称
- 2 補助金額 円
- 3 補助金の確定時における補助金に係る消費税等仕入れ控除税額
円
- 4 消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税等仕入
控除税額 円
- 5 補助金返還相当額 (4-3) 円

様式第 10 号(第 11 条関係)

第 号
年 月 日

様

笛吹市長



無形民俗文化財継承支援事業費補助金確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった無形民俗文化財継承支援事業費補助金について、笛吹市無形民俗文化財継承支援事業費補助金交付要綱第 11 条第 1 項の規定により、次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

交付確定額	円
概算払済額	円
精算払額	円
返納額	円

様式第 11 号(第 12 条関係)

第 号
年 月 日

様

笛吹市長



無形民俗文化財継承支援事業費補助金決定取消通知書

年 月 日付 第 号で交付決定した無形民俗文化財継承支援事業費補助金について、(全部・一部)を取り消したので、笛吹市無形民俗文化財継承支援事業費補助金交付要綱第 12 条第 2 項の規定により、次のとおり通知します。

1 取消しの理由

2 交付決定取消年月日

年 月 日

3 交付決定額

円

4 取消後の交付決定額

円

様式第 12 号(第 12 条関係)

第 号
年 月 日

様

笛吹市長



無形民俗文化財継承支援事業費補助金返還命令書

年 月 日付 第 号で交付決定を取り消した無形民俗文化財継承支援事業費補助金について、笛吹市無形民俗文化財継承支援事業費補助金交付要綱第 12 条第 3 項の規定により、次のとおり返還するよう命じます。

1 返還の理由

2 交付済みの補助金の額

円

3 返還すべき補助金の額

円

4 返還金の納期限

年 月 日